

# 知っておきたい 県税の知識

## 令和7年度



シロイルカの親子 島根県立しまね海洋館アクアス



島根県



## 島根県立しまね海洋館アクアス

中四国地方最大級の水族館。日本海に生息する生物を中心に、約400種 1万点の生物を展示しています。島根県の特産、ノドグロことアカムツや、島根県の県魚トビウオ、西日本では唯一となるシロイルカの展示も行っています。シロイルカパフォーマンスでは、ここでしか見られない特別なパフォーマンスも行っております。

令和6年夏には2頭のシロイルカの赤ちゃんが誕生しました。現在は別館シロイルカ繁殖プールにて、「アンナ親子」をご観覧頂けます。日々少しずつ大きく育っていくシロイルカの成長をぜひご覧ください。

# はじめに

島根県では、皆様の暮らしを支えるためにいろいろな仕事を行っています。

この冊子は、それらの仕事を行うための貴重な財源となる県税について、そのあらましを説明したものです。

一人でも多くの皆様にご覧いただき、県税についてのご理解とご協力をいただければ幸いです。

島 根 県

## も く じ

|                   |    |
|-------------------|----|
| 県の予算と税収           | 2  |
| 県税の種類             | 5  |
| 県税のしくみ            | 6  |
| 県民税               | 6  |
| 個人の県民税            | 6  |
| 法人の県民税            | 10 |
| 利子等に係る県民税         | 11 |
| 特定配当等に係る県民税       | 12 |
| 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 | 12 |
| 水と緑の森づくり税         | 13 |
| 事業税               | 15 |
| 個人の事業税            | 15 |
| 法人の事業税            | 16 |
| 地方消費税             | 19 |
| 不動産取得税            | 21 |
| 県固定資産税            | 23 |
| 県たばこ税             | 24 |
| ゴルフ場利用税           | 25 |
| 軽油引取税             | 26 |
| 自動車税              | 27 |
| 自動車税環境性能割         | 27 |
| 自動車税種別割           | 31 |
| 鉱区税               | 34 |
| 核燃料税              | 34 |
| 狩猟税               | 35 |
| 産業廃棄物減量税          | 35 |
| 延滞金と加算金           | 37 |
| 救済制度              | 38 |
| 納税の猶予と減免          | 39 |
| 納税にあたって           | 41 |
| 申告と納期             | 41 |
| 電子申告              | 42 |
| 納税の方法             | 43 |
| 県税の納税証明書          | 44 |
| 県税を扱う事務所          | 46 |
| 国税と市町村税           | 49 |
| 税務署・市町村           | 51 |
| 租税作品の紹介           | 52 |

# 県の予算と税収

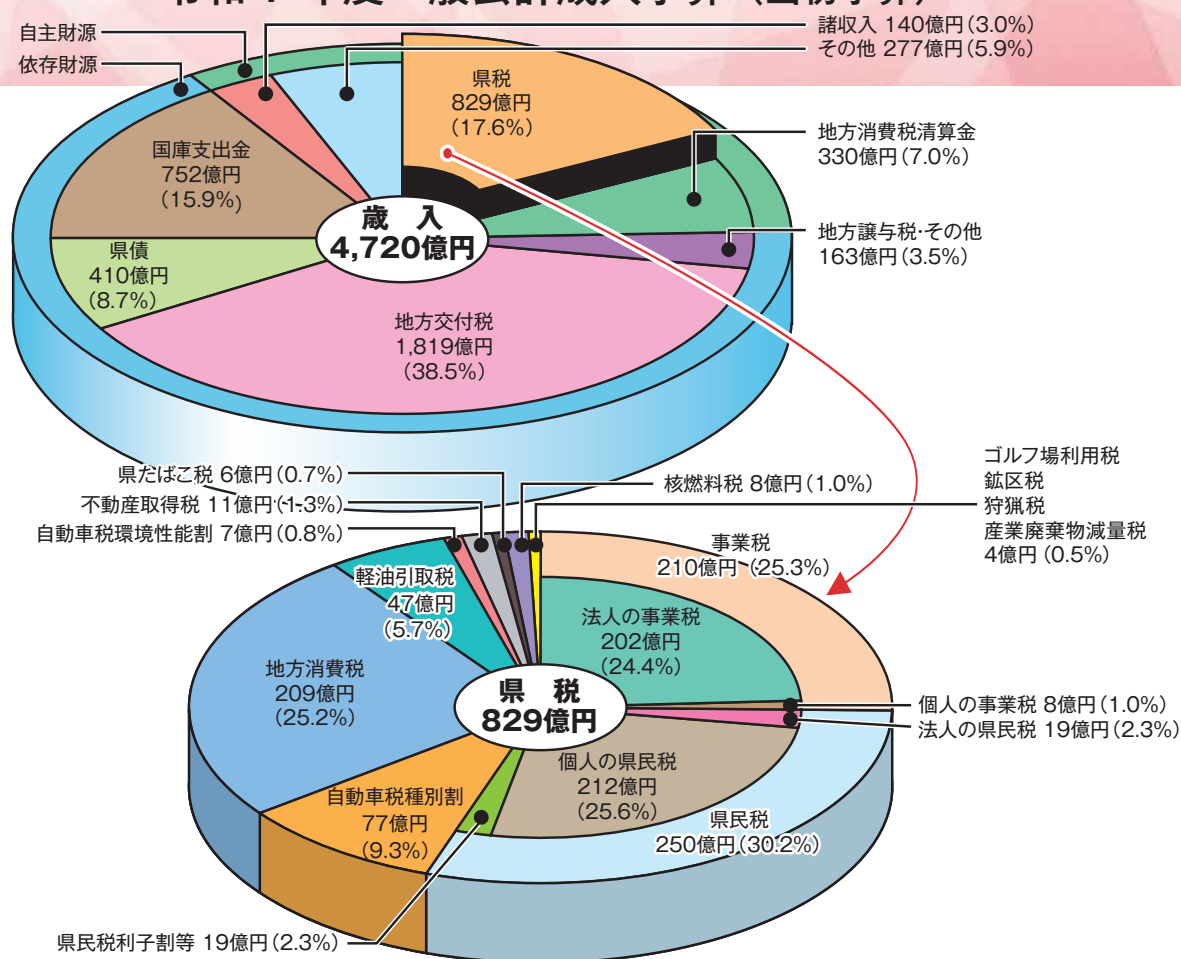
## 歳入

島根県が行う仕事に必要な財源は、県税・地方交付税・国庫支出金などでまかなわれています。

令和7年度の一般会計歳入予算額は、4,720億円です。

このうち県民の皆さんに納めていただく県税は829億円で、全体の17.6%、また自主財源の52.6%を占めており重要な財源となっています。

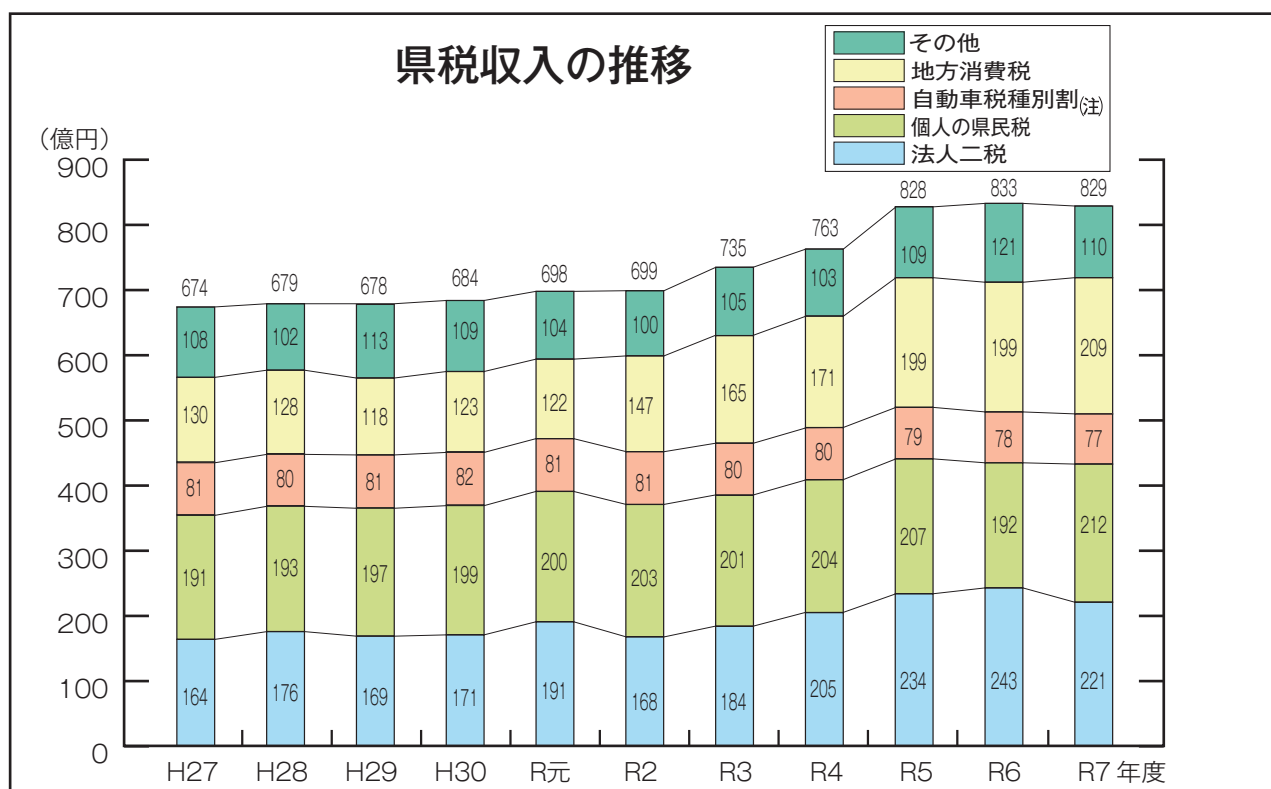
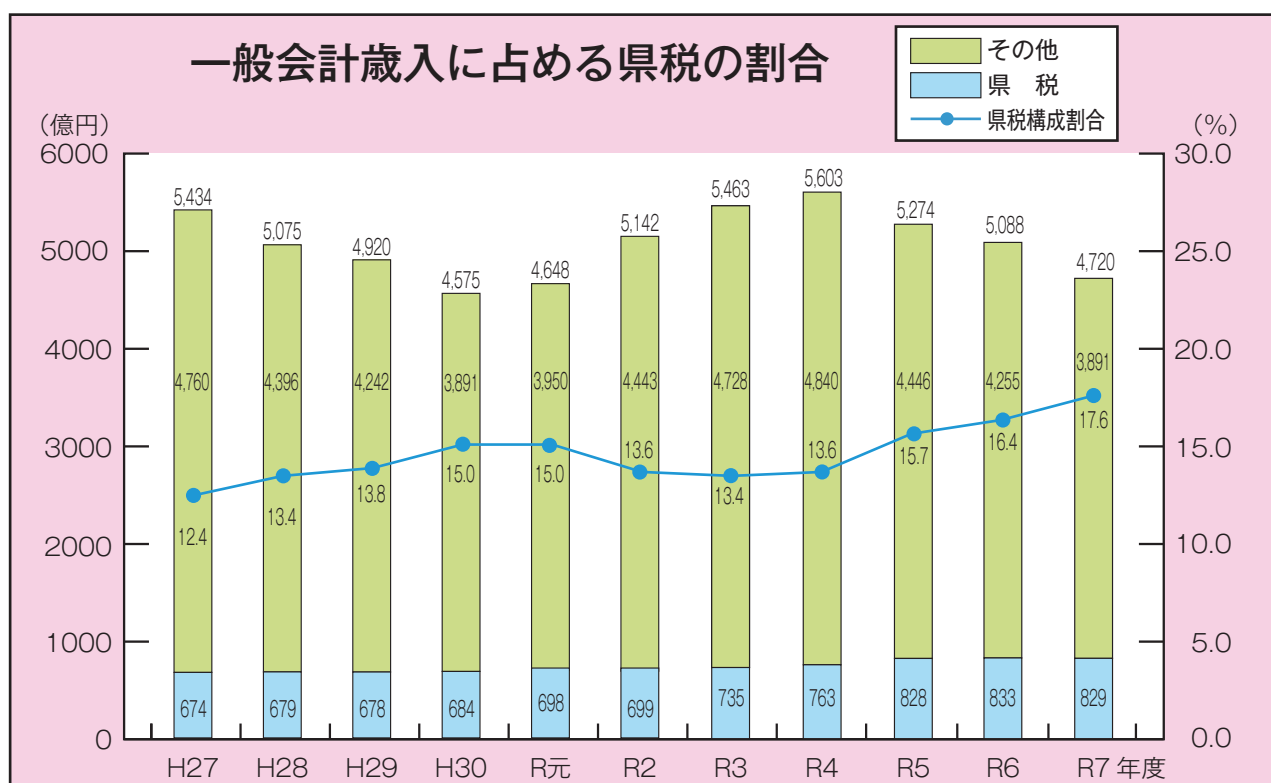
### 令和7年度一般会計歳入予算（当初予算）



※構成比については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しない場合があります。

### 県税の まめちしき 豆知識

- 地方交付税とは……地方公共団体が一定水準の行政を行うために必要な財源を保障することなどを目的として、国が国税である法人税・所得税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額を地方公共団体に交付するものです。
- 国庫支出金とは……社会福祉、教育、公共事業などに、国が使いみちを指定して交付する負担金や補助金です。
- 県債とは……歳入の不足を補うために、県が国や銀行から借り入れた借入金です。



(注)令和元年10月1日以降、「自動車税」は「自動車税種別割」に名称が変更されました。

※令和5年までは決算額、R6は2月補正後予算額、R7は当初予算額

## 県税の まめちしき 豆知識

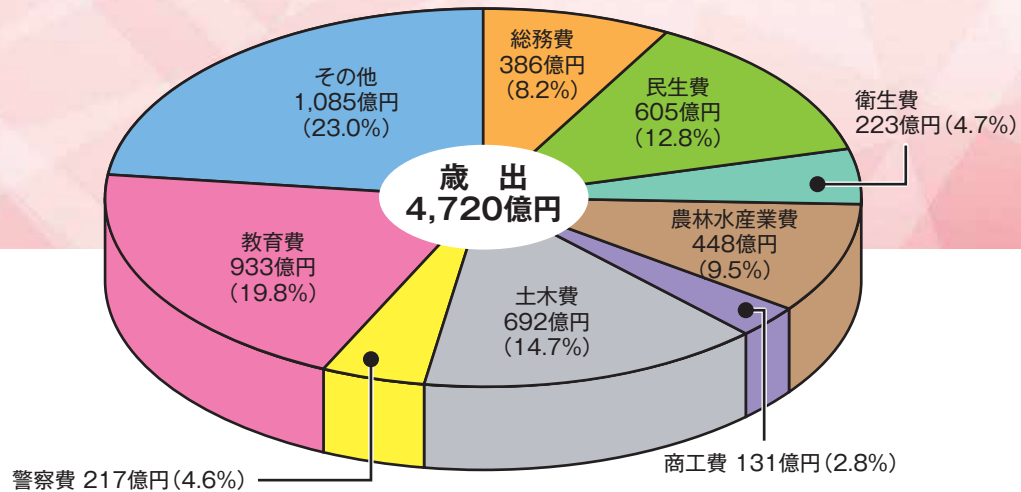
### 税金の働き

- **社会に必要なサービスを行う財源となる**  
警察、消防、教育等の公共サービスや道路、公園など公共施設の建設の経費となります。
- **所得の不均衡を小さくする**  
歳入面では累進課税制度により、所得の多い人には高い税負担、少ない人には低い税負担を求め、歳出の面で社会保障関係の支出を所得の少ない人に厚くすることによって、個人間の所得の格差を縮めることができます。
- **景気を調整する**  
好況期には、累進課税制度によって税負担が増加し、投資や消費が抑制されるため、景気の過熱を防ぎます。

# 歳 出

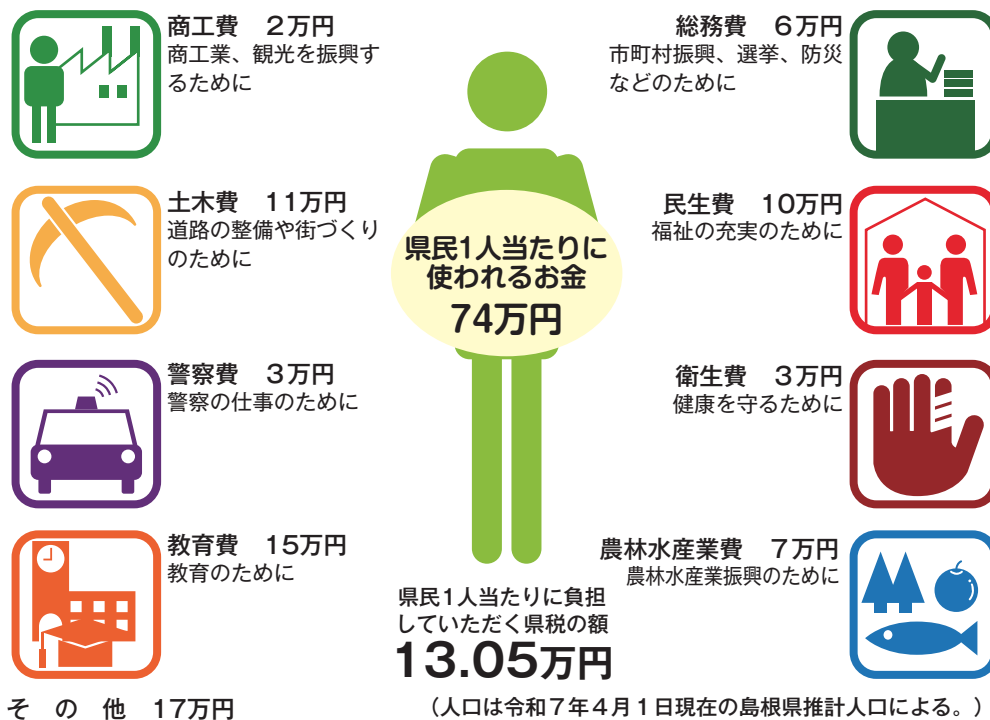
県の歳出を目的別にみると次のとおりです。

## 令和 7 年度一般会計歳出予算（当初予算）



※構成比については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しない場合があります。

## 県民 1 人あたりの予算（令和 7 年度）



# 県税の種類

## 普通税

税収入の使いみちが  
特定されていないもの

県民税

事業税

地方消費税

不動産取得税

県たばこ税

ゴルフ場利用税

軽油引取税

自動車税

鉱区税

核燃料税

県固定資産税

個人の県民税

水と緑の森づくり税

法人の県民税

利子等に係る県民税

特定配当等に係る県民税

特定株式等譲渡  
所得金額に係る県民税

個人の事業税

法人の事業税

環境性能割

種別割

※島根県では現在課税対象となる資産はありません。

## 目的税

税収入の使いみちが  
特定されているもの

狩猟税

(鳥獣の保護や狩猟に関する行政費用に充てられます。)

水利地益税

※島根県では現在課税されていません。

産業廃棄物減量税

(産業廃棄物の減量や適正な処理の促進に関する費用に充てられます。)

# 県税のしくみ

## 県民税

県の仕事に必要な経費を広く県民のみなさんから負担していただくもので、個人に課税される個人の県民税、法人に課税される法人の県民税、利子等の支払いを受ける人に課税される利子等に係る県民税、株式会社等から配当等の支払いを受ける人に課税される特定配当等に係る県民税、証券会社等から株式等の譲渡益の支払いを受ける人に課税される特定株式等譲渡所得金額に係る県民税があります。

## 個人の県民税

### Ⅰ 納める人

- 毎年1月1日現在県内に住所がある人…均等割と所得割
- 毎年1月1日現在県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない人…均等割

### Ⅰ 申告と納税

個人の県民税は、個人の市町村民税と合わせて一般に「個人住民税」と呼ばれ、申告や納税などの事務は市町村でいっしょに行っています。

※令和6年度から創設された森林環境税（国税）も個人住民税同様に市町村が事務を行っています。

#### 1. 申告

- (1)申告期限は3月15日です。
- (2)所得税の確定申告を行った場合には、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。
- (3)給与所得のみの人は申告書を提出する必要はありません。ただし雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする場合は、申告期限までに申告書を提出する必要があります。

#### 2. 納税

- (1)給与所得者の方については、給与支給者が6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引いて市町村に納税することになっています。（給与所得に係る個人住民税の特別徴収）
- (2)65歳以上の年金受給者の方については、4月から翌年の2月までの各偶数月に6回に分けて年金から引き落としにより納税することになっています。（公的年金等に係る所得に係る個人住民税の特別徴収）
- (3)上記以外の方については、市町村から送付される納税通知書によって6月・8月・10月及び翌年1月の4回に分けて市町村に納税することになっています。（市町村によっては納期が異なる場合があります。）

### Ⅰ 非課税

次の人には個人の県民税は課されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
  - ・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得が135万円以下の人
- ※このほか、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。

## Ⅰ 納める額

- 均等割（広く一定額の負担をしていただくもの）：1,000円+500円（※）  
※水と緑の森づくり税です。詳細は13ページをご確認ください。
- 所得割（所得に応じて負担していただくもの）：税率4%  
原則、1月から12月までの所得額に応じ、翌年度に課税されます。  
所得割の税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

課税所得金額（総収入金額－必要経費－各種所得控除）×上記税率－調整控除－税額控除 → 税額

- 税額の計算例を8ページに掲載しておりますのでご確認ください。

## Ⅱ 個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税において、次のとおり定額減税が実施されました。

### 1. 対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当）の個人住民税所得割の納税義務者

### 2. 減税額

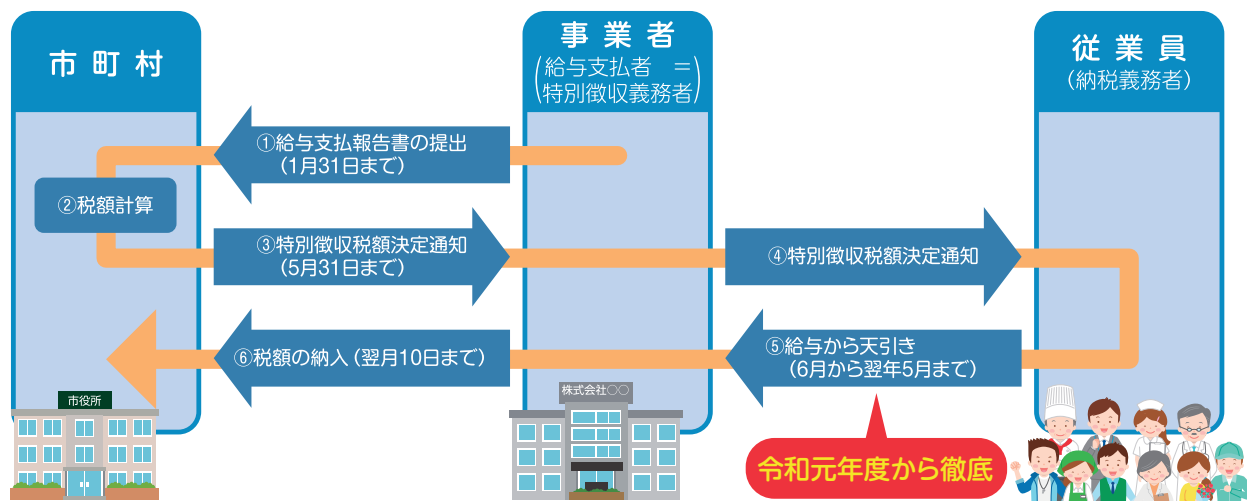
納税義務者本人及び控除対象配偶者・扶養親族につき1万円  
※個人の県民税と個人の市町村民税の合算額

定額減税の詳細については、国税庁特設サイトをご覧ください。  
アドレスはこちら

→ <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



## 給与所得に係る個人住民税の特別徴収による納税の流れ



## 県税の まめちしき 豆知識

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）の施行に伴い、令和6年度から1人あたり年間1,000円の森林環境税（国税）を、各年度分の個人住民税と併せて賦課徴収されています。（負担金額は令和5年度と変わりません。）

|        | 市町村民税          | 県民税            | 水と緑の森づくり税 | 森林環境税  | 合計     |
|--------|----------------|----------------|-----------|--------|--------|
| ～令和5年度 | 3,000円+500円（※） | 1,000円+500円（※） | 500円      | —      | 5,500円 |
| 令和6年度～ | 3,000円         | 1,000円         | 500円      | 1,000円 | 5,500円 |

（※）について

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第118号）の施行に伴い、平成26年度から令和5年度までの各年度分の住民税の各均等割の税率（市町村：3,000円、県民税：1,000円）に500円が加算されていました。

## 税額の計算（※定額減税分を差し引いていませんのでご注意ください。）

令和6年の所得を想定

### モデルケース1

サラリーマンをモデルに個人住民税（国税含む）を計算してみましょう。  
※個人住民税（県民税・市民税）

Mさんの場合（42歳、サラリーマン） 各種所得控除 **1,677,000円** (B)

|         |                              |           |          |                                            |
|---------|------------------------------|-----------|----------|--------------------------------------------|
| 家 族     | 妻（40歳、所得なし）<br>子供2人（16歳、10歳） | 社会保険料控除   | 550,000円 | 支払った健康保険料、年金保険料、介護保険料                      |
| 給 与 収 入 | 5,000,000円                   | 生命保険料控除   | 35,000円  | ・H23年以前に契約した保険の場合<br>70,000円超の場合 一律35,000円 |
| 社会保険料   | 550,000円                     | 地震保険料控除   | 2,000円   | 4,000円×1/2（上限25,000円）                      |
| 生命保険料   | 120,000円                     | 配 偶 者 控 除 | 330,000円 |                                            |
| 地震保険料   | 4,000円                       | 扶 養 控 除   | 330,000円 | 扶養親族1人（16歳の子供）33万円<br>10歳の子供は扶養控除の対象外      |
|         |                              | 基 礎 控 除   | 430,000円 |                                            |

給与所得金額 = 給与収入金額 × 80% - 440,000円 **3,560,000円** (A)

課税所得金額 = 所得金額 (A) - 各種所得控除 (B) **1,883,000円** (C) 千円未満切捨

|       |       |                                                                   |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 所 得 割 | 県 民 税 | 課税所得金額 (C) 1,883,000円 × 税率4% - 調整控除 (※)3,000円 = 72,300円 (百円未満切捨)  |
|       | 市 民 税 | 課税所得金額 (C) 1,883,000円 × 税率6% - 調整控除 (※)4,500円 = 108,400円 (百円未満切捨) |
| 均 等 割 | 県 民 税 | 1,000円 + 500円 (水と緑の森づくり税) = 1,500円                                |
|       | 市 民 税 | 3,000円                                                            |

|       |     |                |
|-------|-----|----------------|
| 均 等 割 | 国 税 | 1,000円 (森林環境税) |
|-------|-----|----------------|

合計 県民税 73,800円 市民税 111,400円 国税 1,000円

個人住民税 (国税含む) は  
**186,200円**となります。

### モデルケース2

年金受給者をモデルに個人住民税（国税含む）を計算してみましょう。  
※個人住民税（県民税・市民税）

Sさんの場合（72歳、年金受給者） 各種所得控除 **995,500円** (B)

|           |             |           |          |                                                                |
|-----------|-------------|-----------|----------|----------------------------------------------------------------|
| 家 族       | 妻（71歳、所得なし） | 医 療 費 控 除 | 60,000円  | (医療費－保険等の補てん額：0円) - (10万円又は<br>総所得金額等の合計額(A) × 5/100 のいずれか低い額) |
| 年 金 収 入   | 2,300,000円  | 社会保険料控除   | 100,000円 | 支払った健康保険料、介護保険料                                                |
| 医療費(妻分含む) | 120,000円    | 生命保険料控除   | 25,500円  | ・H23年以前に契約した保険の場合<br>36,000円 × 1/2 + 7,500円 (上限35,000円)        |
| 社会保険料     | 100,000円    | 配 偶 者 控 除 | 380,000円 | ・老人控除対象配偶者（70歳以上）の場合                                           |
| 生命保険料     | 36,000円     | 扶 養 控 除   | 0円       |                                                                |
|           |             | 基 礎 控 除   | 430,000円 |                                                                |

雑所得金額 = 年金収入金額 - 1,100,000円 **1,200,000円** (A)

課税所得金額 = 所得金額 (A) - 各種所得控除 (B) **204,000円** (C) 千円未満切捨

|       |       |                                                               |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------|
| 所 得 割 | 県 民 税 | 課税所得金額 (C) 204,000円 × 税率4% - 調整控除 (※)3,000円 = 5,100円 (百円未満切捨) |
|       | 市 民 税 | 課税所得金額 (C) 204,000円 × 税率6% - 調整控除 (※)4,500円 = 7,700円 (百円未満切捨) |
| 均 等 割 | 県 民 税 | 1,000円 + 500円 (水と緑の森づくり税) = 1,500円                            |
|       | 市 民 税 | 3,000円                                                        |

|       |     |                |
|-------|-----|----------------|
| 均 等 割 | 国 税 | 1,000円 (森林環境税) |
|-------|-----|----------------|

合計 県民税 6,600円 市民税 10,700円 国税 1,000円

個人住民税 (国税含む) は  
**18,300円**となります。

・所得金額や各種所得控除額等の計算方法は、収入金額や条件等により異なります。  
※調整控除とは、税源移譲によって所得税と住民税をあわせた税負担が増えないように控除するものです。  
(所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の額に差があり、課税所得の額が異なるため)  
合計課税所得金額200万円以下の場合  
人的控除の差の金額(150,000円)と合計課税所得金額のいずれか小さい額の5%(県民税3%、市民税2%)  
県民税:150,000円×2%=3,000円 市民税:150,000円×3%=4,500円

## ●住宅ローン控除について

平成11年から平成18年、又は平成21年から令和7年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、当該年度分の所得税において控除しきれなかった額がある場合は、その残額を翌年度分の個人住民税（所得額）から控除できます。

令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅の場合、省エネ基準を満たす住宅でない場合は住宅ローン控除を受けられません。詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

アドレスはこちら

→[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)



※平成19年、20年に入居し、住宅ローン控除を受けている方については、個人住民税からの控除の適用はありません。（所得税において、特別措置がとられています）

## ●寄附金控除について

| 項 目           |                                                                           | 内 容                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象となる寄附金      |                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体に対する寄附金</li> <li>・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金</li> <li>・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金</li> <li>・ 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国、政党等に対する寄附金は除く。）のうちから地方公共団体が条例により指定した寄附金</li> </ul>            |
| 控 除 方 式       |                                                                           | 税額控除方式                                                                                                                                                                                                              |
| 控 除 額         | 地方公共団体<br>（いわゆる「ふるさと納税」）<br>（R1.6.1以降に支出された寄附金については、総務大臣の指定を受けた地方公共団体に限る） | ①と②の合計額<br>①〔左記団体に対する寄附金－2千円〕×10%<br>②〔左記団体に対する寄附金－2千円〕×〔90%－所得税率 <sup>（※1）</sup> 〕<br>ただし、②の額については、個人住民税所得割の額の2割を限度とする。<br><br>※1：所得税率：寄附者に適用される所得税の限界税率<br>（平成26年度以降は復興特別所得税（2.1%）があるため、所得税の限界税率に1.021を乗じた率になります） |
|               | 上記以外の団体                                                                   | 〔左記団体に対する寄附金－2千円〕×10% <sup>（※2）</sup><br>※2：条例により指定した寄附金については、県が指定した寄附金は4%、市町村が指定した寄附金は6%、県及び市町村の両方が指定した寄附金は10%で算出                                                                                                  |
| 控 除 対 象 限 度 額 |                                                                           | 総所得金額等の30%                                                                                                                                                                                                          |
| 下 限 額         |                                                                           | 2千円                                                                                                                                                                                                                 |

◎島根県及び県内全市町村は、令和元年6月1日から令和7年9月30日の期間について、ふるさと納税の対象となる旨の指定を受けております。

◎島根県のふるさと納税制度については、県ホームページ「ふるさと島根応援サイト」をご覧ください。

アドレスはこちら

→<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/furusato/>



◎島根県県税条例において指定した寄附金については、県税のホームページをご覧ください。

アドレスはこちら

→<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/syurui/kojin-kenmin/kihukin-koujyo.html>



## 法人の県民税

### Ⅰ 納める人

- 県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人

### Ⅰ 納める額

- 次の表の区分に従って計算した均等割の金額と法人税割の金額の合計額

| 区 分         |                            |                       | 税 率 (年額)  |
|-------------|----------------------------|-----------------------|-----------|
| 均<br>等<br>割 | 資<br>本<br>金<br>等<br>の<br>額 | 1,000 万 円 以 下         | 21,000 円  |
|             |                            | 1,000 万 円 超 1 億 円 以 下 | 52,500 円  |
|             |                            | 1 億 円 超 10 億 円 以 下    | 136,500 円 |
|             |                            | 10 億 円 超 50 億 円 以 下   | 567,000 円 |
|             |                            | 50 億 円 超              | 840,000 円 |

| 区 分              |                                     |                 | 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度 | 令和元年10月1日以後に開始する事業年度   |
|------------------|-------------------------------------|-----------------|------------------------------------|------------------------|
| 法<br>人<br>税<br>割 | 資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人と保険業法に規定する相互会社 |                 | 法 人 税 額 の<br>4 / 100               | 法 人 税 額 の<br>1.8 / 100 |
|                  | 資本金の額や出資金の額が1億円以下の法人など              | 法人税額が年1,000万円以下 | 法 人 税 額 の<br>3.2 / 100             | 法 人 税 額 の<br>1 / 100   |
|                  |                                     | 法人税額が年1,000万円超  | 法 人 税 額 の<br>4 / 100               | 法 人 税 額 の<br>1.8 / 100 |

- 均等割には、水と緑の森づくり税の税額が含まれています。(詳しくは13ページをご覧ください。)
- 法人税割には、令和9年3月31日までの間に終了する各事業年度分について超過課税を実施しています。
- 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後開始事業年度から法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、「期末現在の資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額)(地方税法第23条第1項第4号の2)」と「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較した大きい方の金額となります。

### Ⅰ 申告と納税

**中間申告** 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています(設立一期目については不要です)。

**確定申告** 事業年度終了の日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています。

※2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている場合は、従業者の数によって都道府県ごとに法人税額をあん分して計算した税額を申告して納めます。

## 利子等に係る県民税

### Ⅰ 納める人

- 県内に所在する金融機関等を通じて、利子等の支払を受ける人  
金融機関等が、利子等の支払の際に税金を徴収して、県に納めます。

### Ⅰ 納める額

- 支払を受けるべき利子等の額の 5 % [このほかに所得税及び復興特別所得税（国税）が 15.315 % の税率で課税されます。]

#### 利子等の種類

利子等とは、公社債（国債、地方債、公募の社債などを除く。）及び預貯金の利子のほかに抵当証券、掛金、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。

#### 非課税

| 非 課 税 の 種 類         |                  | 限 度 額       |
|---------------------|------------------|-------------|
| 勤労者が行う財産形成貯蓄に対する非課税 | 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度 | 合わせて 550 万円 |
|                     | 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度 |             |
| 納税準備預金や納税貯蓄組合預金の利子  |                  | 全額          |

（このほかにも所得税法等の規定により非課税とされる利子等については非課税となります。）

### Ⅰ 申告と納税

- 金融機関等が毎月分をまとめて翌月の 10 日までに申告し、納税します。

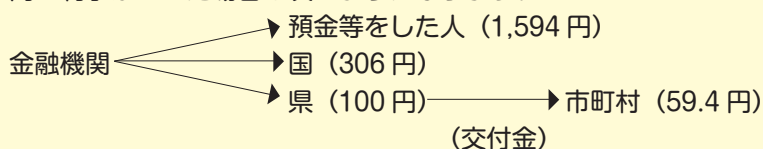
### Ⅰ 市町村への交付

- 県に納められた税額の 59.4 % 相当額は、県内の市町村に対し、個人の県民税の額により按分して交付されます。

### 県税の まめちしき 豆知識

#### ● 税額を計算してみましょう

2,000 円の利子がついた場合は次のようになります。



## 特定配当等に係る県民税

### Ⅰ 納める人

- 支払日現在県内に住所を有し、上場株式会社等から配当等の支払を受ける個人  
上場株式会社等が、配当等の支払の際に税金を徴収して、県に納めます。

### Ⅰ 納める額

- 支払を受ける配当等の額の5%〔このほかに所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率で課税されます。〕

#### 配当等の種類

配当等とは、上場株式等の配当などをいいます。

### Ⅰ 申告と納税

- 上場株式会社等支払分をまとめて翌月10日までに申告し、納税します。

### Ⅰ 市町村への交付

- 県に納められた税額の59.4%相当額は、県内の市町村に対し、個人の県民税の額により按分して交付されます。

## 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

### Ⅰ 納める人

- 源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）において譲渡益の支払いを受け、その年の1月1日現在県内に住所を有し、証券会社又は金融機関から株式等の譲渡益の支払いを受ける個人  
証券会社、銀行等が、支払の際に税金を徴収して、県に納めます。

### Ⅰ 納める額

- 支払を受ける株式等譲渡所得金額（譲渡益に相当する金額）の5%〔このほかに所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率で課税されます。〕

### Ⅰ 申告と納税

- 証券会社、銀行等が年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納税します。

### Ⅰ 市町村への交付

- 県に納められた税額の59.4%相当額は、県内の市町村に対し、個人の県民税の額により按分して交付されます。

### 県税の まめちしき 豆知識

- 「上場株式等」とは？

国内証券取引所のほか外国有価証券市場に上場されている株式、上場ETF（株価指数連動型投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）などのことをいいます。

- 「特定口座」とは？

個人が上場株式等の売買で得た利益に関する税の申告・納税の手続きを証券会社等が代行する税制上の管理口座です。

源泉徴収を選択した口座を利用すれば、これまでのように個人で確定申告をしなくても、証券会社等から納入申告されます。

# 水と緑の森づくり税

## 目 的

- 水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指します。

## 納める人

- 《個人の場合》県民税の均等割を納付する人です。
  - ・毎年1月1日現在県内に住所がある個人
  - ・毎年1月1日現在県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人
- 《法人の場合》
  - ・県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人です。

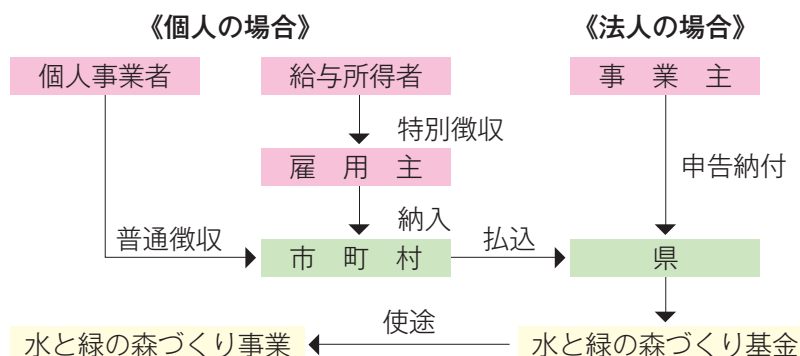
## 納める額

- 現行の県民税均等割額に加算して、次の額を納めていただきます。  
《個人の場合》 年額 500 円  
均等割額 1,000 円 + 水と緑の森づくり税 500 円 = 納付額 1,500 円  
※県民税均等割が課税されるすべての個人の方に、「均等割額」に「水と緑の森づくり税 500 円」を加算して納めていただきます。
- 《法人の場合》 均等割額の 5 % 相当額  
資本金等の額により、次のとおりとなります。

| 資本金等の額の区分      | 現行均等割額   | 水と緑の森づくり税 | 申告納付額    |
|----------------|----------|-----------|----------|
| 1,000万円以下      | 20,000円  | 1,000円    | 21,000円  |
| 1,000万円超～1億円以下 | 50,000円  | 2,500円    | 52,500円  |
| 1億円超～10億円以下    | 130,000円 | 6,500円    | 136,500円 |
| 10億円超～50億円以下   | 540,000円 | 27,000円   | 567,000円 |
| 50億円超          | 800,000円 | 40,000円   | 840,000円 |

## 納付の方法

- 現行の県民税均等割に加算して、県民税の一部として納付します。

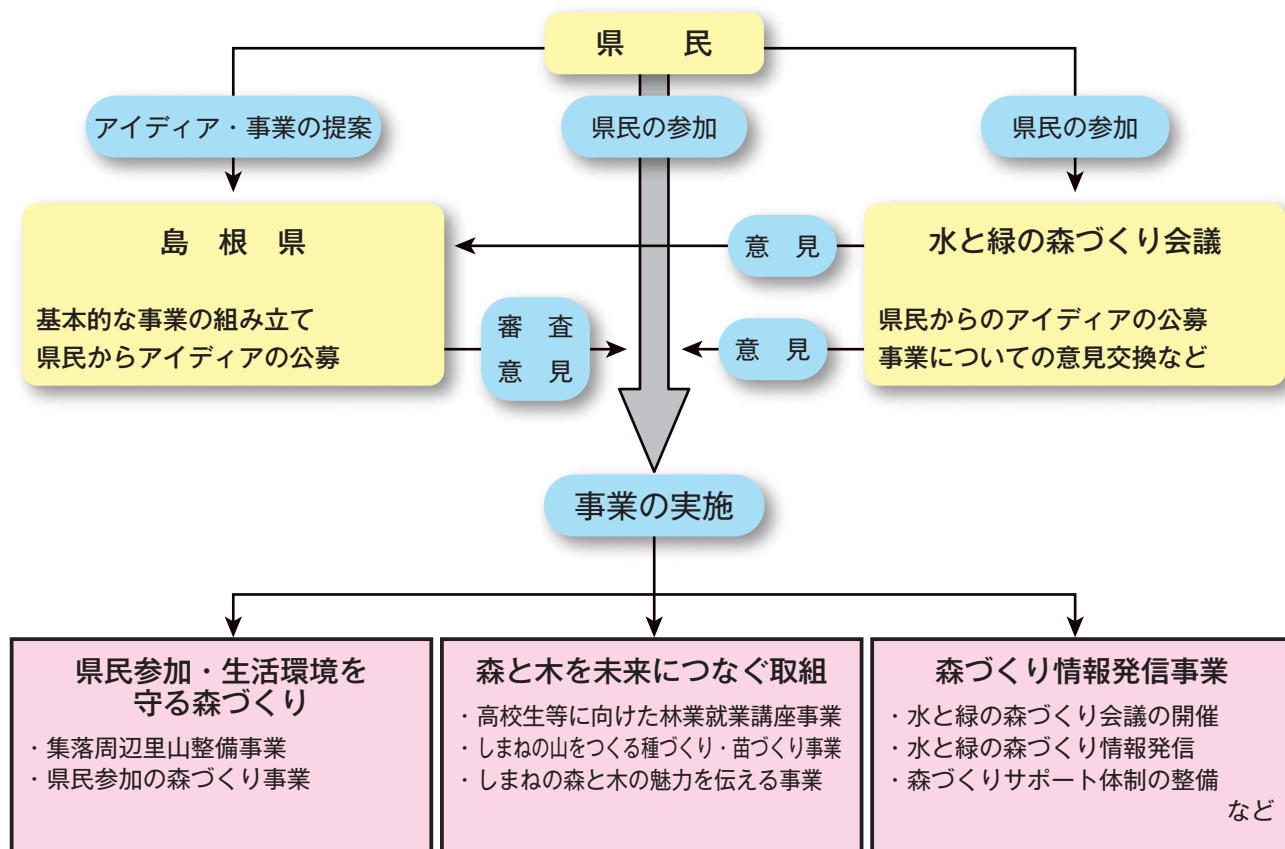


## Ⅰ 税収の規模

- 2億1千万円（令和6年度）です。（基金積立額約2億円）

※徴収取扱費を市町村に対し交付しています。

## Ⅰ 税収の使途



詳しくは県ホームページ「水と緑の森づくり税」をご覧ください。

アドレスはこちら→<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/syurui/mizuto/mizuto.html>



## Ⅰ 税収の管理

- 税収相当額は「水と緑の森づくり基金」に積み立て、基金の目的である水と緑の森づくり事業に支出します。

## Ⅰ 実施期間

- 平成17年4月1日から実施し、令和7年度以降も実施期間を5年間継続することとしました。  
《個人の課税期間》平成17年度分から令和11年度分  
《法人の課税期間》平成17年4月1日から令和12年3月31日の間に開始する各事業年度分

# 事業税

事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどして公共サービスを受けています。そこで、その経費の一部を負担していただくものです。個人に課税される個人の事業税と法人に課税される法人の事業税とがあります。

## 個人の事業税

### Ⅰ 納める人

- 県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を営んでいる個人

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 第 1 種 事 業 | 物品販売業、製造業、請負業など……………37 業種 |
| 第 2 種 事 業 | 畜産業、水産業、薪炭製造業…………… 3 業種   |
| 第 3 種 事 業 | 医業、弁護士業、理容業など……………30 業種   |

### Ⅰ 納める額

- 税額の計算方法を算式で表わすと、次のようになります。

課税所得金額（前年の事業所得金額－各種控除）× 下記の税率 → 税額

- 税率

|           |                                               |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 第 1 種 事 業 | 課税所得金額の 5 / 100                               |
| 第 2 種 事 業 | 課税所得金額の 4 / 100                               |
| 第 3 種 事 業 | 課税所得金額の 5 / 100（あんま・マッサージ業などは課税所得金額の 3 / 100） |

- 各種控除には、事業主控除（年290万円）などがあります。（所得税で青色申告をした方の青色申告特別控除については必要な経費として控除されません。）

### Ⅰ 申告と納税

1. 申 告 申告期限は、3月15日です。  
所得税の確定申告書又は県・市町村民税申告書を提出したときは、個人の事業税についても申告したものとみなされます。（年の中途において事業を廃止した場合は除く）
2. 納 税 県から送付される納税通知書によって8月末と11月末の2回に分けて納税することになっています。  
ただし、税額が10,000円以下の場合には、8月末に全額納税することになっています。（便利な口座振替制度をぜひご利用ください。詳しくは43ページをご覧ください。）

県税の  
まめちしき  
豆知識

#### ●事業主控除

前年の事業所得金額が290万円以下であれば、事業主控除（年290万円）があるので、課税されないことになります。（前年の事業を行った期間が1年に満たないときは控除額が月割になります。）

# 法人の事業税

## 納める人

- 県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人  
(法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、かつ収益事業を行っているものは法人とみなします。)

## 納める額

- 下記の区分ごとにそれぞれの税率を乗じて計算します。

|         |   |                                                                                                               |
|---------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得割     | = | 所得及び清算所得                                                                                                      |
| 付加価値割   | = | 付加価値額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益）<br>○報酬給与額が収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）の70%を超える場合には、その超える額（雇用安定控除額）を収益配分額から控除します。 |
| 資本割     | = | 資本金等の額                                                                                                        |
| 収入割     | = | 収入金額（電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業）                                                                                |
| 法人の事業税額 | = | 所得割額＋付加価値割額＋資本割額＋収入割額                                                                                         |

### 外形標準課税の対象とならない法人の場合

| 区 分 |                              |                                                                                |                            | 税 率                                                     |                                                      |                              |
|-----|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------|
|     |                              |                                                                                |                            | 平成 20 年 10 月 1 日から<br>平成 26 年 9 月 30 日まで<br>の間に開始する事業年度 | 平成 26 年 10 月 1 日から<br>令和元年 9 月 30 日まで<br>の間に開始する事業年度 | 令和元年 10 月 1 日<br>以後に開始する事業年度 |
| 所得割 | 普通法人                         | 軽減税率<br>適用法人                                                                   | 年 400 万円以下の所得金額            | 2.7 / 100                                               | 3.4 / 100                                            | 3.5 / 100                    |
|     |                              |                                                                                | 年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額 | 4 / 100                                                 | 5.1 / 100                                            | 5.3 / 100                    |
|     |                              |                                                                                | 年 800 万円を超える所得金額           | 5.3 / 100                                               | 6.7 / 100                                            | 7.0 / 100                    |
|     |                              | ア. 3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金<br>の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人の所得金額<br>イ. 清算所得金額 | 5.3 / 100                  | 6.7 / 100                                               | 7.0 / 100                                            |                              |
|     |                              |                                                                                |                            |                                                         |                                                      |                              |
|     | 特別法人                         | 軽減税率<br>適用法人                                                                   | 年 400 万円以下の所得金額            | 2.7 / 100                                               | 3.4 / 100                                            | 3.5 / 100                    |
|     |                              |                                                                                | 年 400 万円を超える所得金額           | 3.6 / 100                                               | 4.6 / 100                                            | 4.9 / 100                    |
|     |                              | ア. 3 以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金<br>の額又は出資金の額が 1,000 万円以上の法人の所得金額<br>イ. 清算所得金額 | 3.6 / 100                  | 4.6 / 100                                               | 4.9 / 100                                            |                              |
| 収入割 | 電気供給業、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人 |                                                                                |                            | 0.7 / 100                                               | 0.9 / 100                                            | 1.0 / 100                    |

※電気供給業のうち、小売電気業及び発電事業については、令和2年4月1日以後開始事業年度分より、課税方式が変更されています。

※ガス供給業のうち、特定ガス供給業については、令和4年4月1日以後開始事業年度分より、課税方式が変更されています。

### 外形標準課税の対象法人の場合

| 区 分   |                                                            |                        | 税 率                                 |                                     |                                    |                                   |                                   |                     |
|-------|------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------|
|       |                                                            |                        | 平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度 | 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 | 平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度 | 令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度 | 令和4年4月1日以後に開始する事業年度 |
| 所得割   | 軽減税率適用法人                                                   | 年400万円以下の所得金額          | 1.5 / 100                           | 2.2 / 100                           | 1.6 / 100                          | 0.3 / 100                         | 0.4 / 100                         | 1.0 / 100           |
|       |                                                            | 年400万円を超え年800万円以下の所得金額 | 2.2 / 100                           | 3.2 / 100                           | 2.3 / 100                          | 0.5 / 100                         | 0.7 / 100                         |                     |
|       |                                                            | 年800万円を超える所得金額         | 2.9 / 100                           | 4.3 / 100                           | 3.1 / 100                          | 0.7 / 100                         | 1.0 / 100                         |                     |
|       | ア. 3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得金額 |                        | 2.9 / 100                           | 4.3 / 100                           | 3.1 / 100                          | 0.7 / 100                         | 1.0 / 100                         |                     |
|       | イ. 清算所得金額                                                  |                        |                                     |                                     |                                    |                                   |                                   |                     |
| 付加価値割 |                                                            |                        | 0.48 / 100                          |                                     | 0.72 / 100                         | 1.20 / 100                        |                                   |                     |
| 資本割   |                                                            |                        | 0.20 / 100                          |                                     | 0.30 / 100                         | 0.50 / 100                        |                                   |                     |

※外形標準課税の対象法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(所得課税法人に限る。公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く)です。また、令和7年4月1日以後開始事業年度からは「前事業年度が外形標準課税の対象であって、資本金が1億円以下で、資本金＋資本剰余金が10億円超」の法人、令和8年4月1日以後開始事業年度からは「資本金＋資本剰余金が50億円超の法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金＋資本剰余金が2億円超」の法人についても対象となります。

※清算所得金額については、平成22年9月30日以前に解散した法人に適用されます。

## 収入金課税（電気供給業のうち小売電気事業・発電事業・特定卸供給事業※）の対象法人

| 区 分   |                        | 税 率                 |
|-------|------------------------|---------------------|
|       |                        | 令和2年4月1日以後に開始する事業年度 |
| 収入割   | 下記以外の法人                | 0.75 / 100          |
| 所得割   |                        | 1.85 / 100          |
| 収入割   | 資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人 | 0.75 / 100          |
| 付加価値割 |                        | 0.37 / 100          |
| 資本割   |                        | 0.15 / 100          |

※特定卸供給事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

## 収入金課税（特定ガス供給事業）の対象法人

| 区 分                 | 税 率        |
|---------------------|------------|
| 令和4年4月1日以後に開始する事業年度 |            |
| 収入割                 | 0.48 / 100 |
| 付加価値割               | 0.77 / 100 |
| 資本割                 | 0.32 / 100 |

※特定ガス供給事業の課税方式は、令和4年4月1日以後開始事業年度分より、変更されています。

## I 申告と納税

**中間申告** 事業年度の開始の日以後6月を経過した日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています。

**確定申告** 事業年度終了の日から2月以内に申告書を提出して納税することになっています。

**分割基準** 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている場合は、次の基準によって都道府県ごとに所得金額等をあん分して計算した税額を申告して納めます。

| 区 分          |                           | 平成29年3月30日までに終了する事業年度                                                    | 平成29年3月31日以後に終了する事業年度                                                                                   |
|--------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非製造業         | 銀行業<br>証券業<br>保険業         | 課税標準の1/2：事務所数（各月末日の合計）<br>課税標準の1/2：従業者数（事業年度末日現在）                        |                                                                                                         |
|              | 運輸・通信業<br>卸売・小売業<br>サービス業 |                                                                          |                                                                                                         |
| 製造業          |                           | 従業者数（事業年度末日現在）<br>資本金1億円以上の法人は、工場の従業者数を1.5倍                              |                                                                                                         |
| 鉄道事業<br>軌道事業 |                           | 軌道の延長キロメートル（事業年度末日現在）                                                    |                                                                                                         |
| ガス供給業<br>倉庫業 |                           | 事務所等の固定資産の価額（事業年度末日現在）                                                   |                                                                                                         |
| 電気供給業        |                           | 課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額<br>課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額（いずれも事業年度末日現在） | 発電事業及び特定卸供給事業※<br>課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額<br>課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額（いずれも事業年度末日現在）              |
|              |                           |                                                                          | 一般送配電事業<br>送電事業<br>配電事業※<br>特定送配電事業<br>課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の送電容量<br>課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額（いずれも事業年度末日現在） |
|              |                           |                                                                          | 小売電気事業<br>課税標準の1/2：事務所数（各月末日の合計）<br>課税標準の1/2：従業者数（事業年度末日現在）                                             |

※特定卸供給事業及び配電事業は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

また、発電所に接続する電線路がない場合又は発電用固定資産がない場合は事務所等の固定資産の価額により分割します。

**徴収猶予** 外形標準課税の対象となる赤字法人で、下記に該当する場合には、最長6年間、徴収を猶予する制度があります。

- 3年以上継続して欠損法人であって、地域経済、雇用等に与える影響が大きいと認められる場合
- 創業5年以内の欠損法人であって、その技術の高度性又は事業の新規性などが地域経済の発展に寄与すると見込まれる場合

## I 市町村への交付

- 県に納められた税額の7.7%相当額は、県内の市町村に対し、従業者数により按分して交付されます。

## ■ 特別法人事業税（国税）（賦課徴収は都道府県が行います。）

法人の事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税で、標準税率により計算した所得割額又は収入割額に税率を乗じて計算します。

### ◆適用時期

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

### ◆納める人

法人の事業税（所得割又は収入割）の納税義務がある法人

### ◆納める額

$$\boxed{\text{特別法人事業税額}} = \boxed{\text{基準法人所得割額又は基準法人収入割額}} \times \boxed{\text{下記の税率}}$$

| 区 分                                       |               | 税 率                      |                         |                         |
|-------------------------------------------|---------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                           |               | 令和元年10月1日以後<br>に開始する事業年度 | 令和2年4月1日以後に<br>開始する事業年度 | 令和4年4月1日以後に<br>開始する事業年度 |
| 外形標準課税法人の基準法人所得割額                         |               | 260 / 100                |                         |                         |
| 外形標準課税法人以外                                | 普通法人の基準法人所得割額 | 37 / 100                 |                         |                         |
|                                           | 特別法人の基準法人所得割額 | 34.5 / 100               |                         |                         |
| 収入金額課税法人（収入金額等課税法人を除く）の基準法人収入割額           |               | 30 / 100                 |                         |                         |
| 収入金額等課税法人（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業）の基準法人収入割額 |               | 30 / 100                 | 40 / 100                |                         |
| 収入金額等課税法人（特定ガス供給業）の基準法人収入割額               |               | 30 / 100                 |                         | 62.5 / 100              |

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、法人の事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。

※特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

# 地方消費税

この税金は、国の税金である消費税と同様に、資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）などの国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、事業者の販売する物品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税金です。

## Ⅰ 納める人

- 商品の販売やサービスの提供を行った事業者及び輸入商品を保税地域から引き取る人  
（注）保税地域とは、関税法により財務大臣が指定し又は税関長が許可した場所のことです。たとえば、港・空港等で外国貨物の積卸し、運搬または一時保管できる場所のことをいいます。

## Ⅰ 税率等

| 消費税率         | 地方消費税率<br>(消費税率換算) | 消費税・地方消費税を<br>あわせた税負担率 |
|--------------|--------------------|------------------------|
| 7.8% (6.24%) | 2.2% (1.76%)       | 10.0% (8.00%)          |

※（ ）内は軽減税率です。

※一定の飲食料品の譲渡や、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡には、軽減税率が適用されます。

## Ⅰ 申告と納税

- 国内取引
  - ・個人事業者…原則として1月1日～12月31日の期間分として翌年の3月末日までに税務署に申告して納めます。
  - ・法人…原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。
- 輸入取引  
外国貨物を保税地域から引き取るときまでに所轄の税関に申告して納めます。
- 中間申告納付  
直前の課税期間における消費税の年税額（地方消費税除く）が一定額を超える事業者は、中間申告と納付が必要です。

| 直前の課税期間における年税額 | 48万円以下 | 48万円超～400万円以下 | 400万円超～4,800万円以下 | 4,800万円超     |
|----------------|--------|---------------|------------------|--------------|
| 中間申告の回数        | ※      | 年1回           | 年3回              | 年11回         |
| 中間申告納付額        | —      | 直前の年税額の2分の1   | 直前の年税額の4分の1      | 直前の年税額の12分の1 |

※届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合は、任意の中間申告（年1回）ができます。

## Ⅰ 市町村への交付

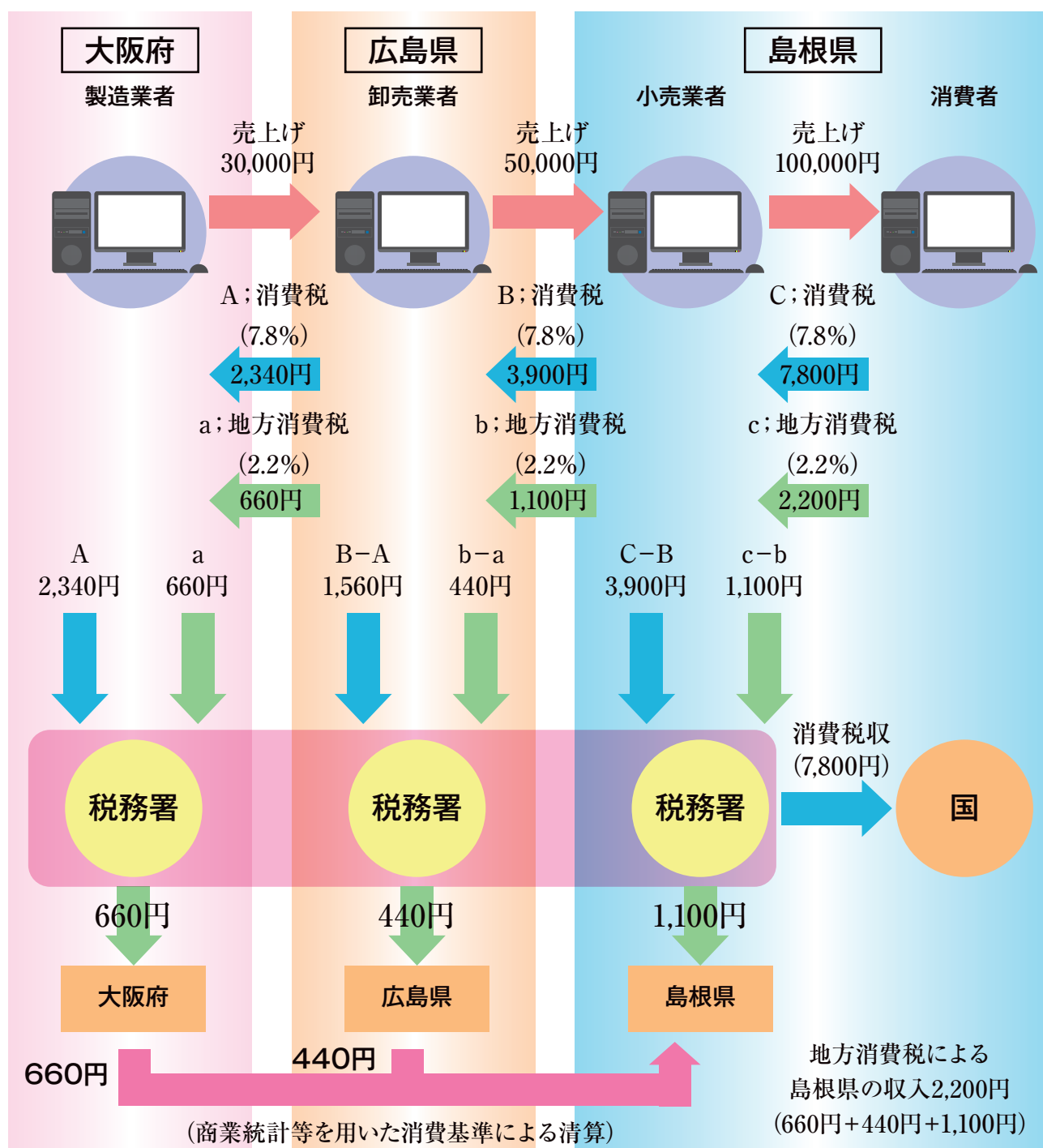
- 国から県に払い込まれた税額を各都道府県間で清算し、清算後の税額の1／2相当額は、県内の市町村に対し、人口及び従業者数により按分して交付されます。

## ■ 地方消費税のしくみ

### 【都道府県間の清算】

納税された地方消費税は、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。地方消費税は、この清算を通じて最終消費地の都道府県の収入になることとなります。

※軽減税率を除きます。



★地方消費税は購入した店舗のある都道府県に入ってきます。

## ●都道府県間の清算基準

| 指 標                                                   | ウエイト |
|-------------------------------------------------------|------|
| 「小売年間販売額（経済センサス活動調査）」と「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」の合算額 | 50%  |
| 「人口（国勢調査）」                                            | 50%  |

# 不動産取得税

不動産（土地・家屋）を取得したときに課税される税金です。

## Ⅰ 納める人

- 土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）などにより取得した人です。

「取得」とは、不動産の所有権を取得することをいうもので、登記の有無や有償無償の別、取得の理由は問いません。

相続時精算課税制度によって不動産の生前贈与を受けたときの特別控除や、夫婦間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除により、贈与税が課税されない場合であっても、不動産取得税は課税の対象となります。

## Ⅰ 納める額

- 税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

$$\boxed{[(\text{不動産の価格} - \text{特例控除}) \times \text{税率}] - \text{減額}} \rightarrow \boxed{\text{納める額}}$$

- 「不動産の価格」とは、現実の売買価格や建築費用の額ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。（新たに建築された家屋のように価格が登録されていない場合は固定資産評価基準によって評価した価格です。）

宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地）の取得については、次の特例があります

| 取得の時期       | 不動産の価格       |
|-------------|--------------|
| 令和9年3月31日まで | 当該土地の価格の2分の1 |

- 「特例控除」及び「減額」

一定の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合（次ページ参照）、公共事業の施行に伴う代替不動産を取得した場合などには、その旨を申告することにより不動産取得税の軽減措置の適用を受けることができます。

- 「税率」

不動産の区分に応じて、次の税率を適用します。

| 不動産の取得日                | 家 屋 |     | 土 地 |
|------------------------|-----|-----|-----|
|                        | 住宅用 | その他 |     |
| 平成20年4月1日から令和9年3月31日まで | 3%  | 4%  | 3%  |

## Ⅰ 申告と納税

1. 申 告 不動産を取得したときは「不動産取得税申告書」を提出する必要がありますが、登記の申請をされた場合は、省略可能です。島根県ホームページからの電子申告も可能です。  
ただし、軽減措置（宅地評価土地の特例を除く）や徴収猶予を受けようとする場合には、提出してください。
2. 納 税 県から送付される納税通知書により定められた期限までに納税することになっています。

## I 住宅及び住宅用土地の取得に関する軽減措置

### 1. 住宅の取得に関する控除

取得した住宅が次の要件に該当する場合は、不動産の価格（評価額）から次の額が**特例控除**または**減額**されます。

**住宅**とは人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供される部分で、別荘以外のものです。

なお、住宅には、非事業用の車庫・物置・納屋も含まれます。

| 区分                 | 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                     | 特例控除される額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|----|-------------------|------------------|-----------------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|---------------|------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|
| 住宅の建築「未使用の建売住宅を含む」 | 一戸建住宅                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○住宅（店舗等との併用住宅の場合は住宅部分）の床面積が <b>50㎡以上 240㎡以下</b> のもの<br>〔新築の場合で、既設の住宅がある場合は合計した住宅の床面積をいい、増築の場合は、増築後の合計した住宅の床面積をいいます。〕                | <b>1,200 万円</b><br>(住宅 1 戸につき)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (注1) なお、上記の要件を満たした住宅で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する <b>認定長期優良住宅の新築</b> については、令和 8 年 3 月 31 日までに取得した場合は、右の額が控除されます。                        | (注1)<br><b>1,300 万円</b><br>(住宅 1 戸につき)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
|                    | 共同住宅等                                                                                                                                                                                                                                                                                | ○居住の用に供するため独立的に区画された一の部分（共用部分もあんで分して算入）の床面積が <b>50㎡</b> （貸家の場合は <b>40㎡</b> ） <b>以上 240㎡以下</b> のもの<br>※「共同住宅等」とは、分譲マンションやアパート等をいいます。 | <b>1,200 万円</b><br>(住宅 1 区画につき)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (注2) なお、上記の要件を満たした共同住宅等で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する <b>認定長期優良住宅の新築</b> については、令和 8 年 3 月 31 日までに取得した場合は、右の額が控除されます。                     | (注2)<br><b>1,300 万円</b><br>(住宅 1 区画につき)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| 耐震基準適合既存住宅の取得      | 耐震基準適合既存住宅とは、上記以外の住宅で次の 3 つの要件 <b>すべてを満たすもの</b> をいいます。<br>①取得者個人が居住するためのもの<br>②住宅の床面積が <b>50㎡以上 240㎡以下</b> のもの<br>③住宅が <b>次のいずれかに該当するもの</b><br>㊦ <b>昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築</b> されたもの（昭和 56 年 6 月 1 日以後に建築確認されたことが証明できる場合を含む）<br>㊧新耐震基準に適合していることが証明されたもの（注3）<br>なお、新築された日により右の額が控除されます。 |                                                                                                                                     | <table><tr><th>新築年月日</th><th>特例控除される額</th><th>備考</th></tr><tr><td>H9.4.1～</td><td><b>1,200 万円</b></td><td rowspan="9">新耐震基準に適合することについての証明が必要です。<br/>(注3)</td></tr><tr><td>H元.4.1～H9.3.31</td><td><b>1,000 万円</b></td></tr><tr><td>S60.7.1～H元.3.31</td><td><b>450 万円</b></td></tr><tr><td>S57.1.1～S60.6.30</td><td><b>420 万円</b></td></tr><tr><td>S56.7.1～S56.12.31</td><td><b>420 万円</b></td></tr><tr><td>S51.1.1～S56.6.30</td><td><b>350 万円</b></td></tr><tr><td>S48.1.1～S50.12.31</td><td><b>230 万円</b></td></tr><tr><td>S39.1.1～S47.12.31</td><td><b>150 万円</b></td></tr><tr><td>S29.7.1～S38.12.31</td><td><b>100 万円</b></td></tr></table> | 新築年月日 | 特例控除される額 | 備考 | H9.4.1～           | <b>1,200 万円</b>  | 新耐震基準に適合することについての証明が必要です。<br>(注3) | H元.4.1～H9.3.31   | <b>1,000 万円</b>  | S60.7.1～H元.3.31   | <b>450 万円</b>   | S57.1.1～S60.6.30  | <b>420 万円</b>   | S56.7.1～S56.12.31 | <b>420 万円</b> | S51.1.1～S56.6.30 | <b>350 万円</b> | S48.1.1～S50.12.31 | <b>230 万円</b> | S39.1.1～S47.12.31 | <b>150 万円</b> | S29.7.1～S38.12.31 | <b>100 万円</b> |
| 新築年月日              | 特例控除される額                                                                                                                                                                                                                                                                             | 備考                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| H9.4.1～            | <b>1,200 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                      | 新耐震基準に適合することについての証明が必要です。<br>(注3)                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| H元.4.1～H9.3.31     | <b>1,000 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S60.7.1～H元.3.31    | <b>450 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S57.1.1～S60.6.30   | <b>420 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S56.7.1～S56.12.31  | <b>420 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S51.1.1～S56.6.30   | <b>350 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S48.1.1～S50.12.31  | <b>230 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S39.1.1～S47.12.31  | <b>150 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S29.7.1～S38.12.31  | <b>100 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| 耐震基準不適合既存住宅の取得     | 耐震基準適合既存住宅の取得に係る上記の①～③の要件のうち③のみ満たさない場合で、 <b>住宅の取得日から 6 か月以内に耐震改修</b> を行うことで、新耐震基準に適合することについての証明を受け（注3）、かつ、取得者個人の居住の用に供した場合<br>なお、新築された日により右の額が減額されます。                                                                                                                                |                                                                                                                                     | <table><tr><th>新築年月日</th><th>減額される額</th><th>備考</th></tr><tr><td>S56.7.1～S56.12.31</td><td><b>12 万 6 千円</b></td><td rowspan="5">上記の表の控除額に税率を乗じて得た額を減額します</td></tr><tr><td>S51.1.1～S56.6.30</td><td><b>10 万 5 千円</b></td></tr><tr><td>S48.1.1～S50.12.31</td><td><b>6 万 9 千円</b></td></tr><tr><td>S39.1.1～S47.12.31</td><td><b>4 万 5 千円</b></td></tr><tr><td>S29.7.1～S38.12.31</td><td><b>3 万円</b></td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                             | 新築年月日 | 減額される額   | 備考 | S56.7.1～S56.12.31 | <b>12 万 6 千円</b> | 上記の表の控除額に税率を乗じて得た額を減額します          | S51.1.1～S56.6.30 | <b>10 万 5 千円</b> | S48.1.1～S50.12.31 | <b>6 万 9 千円</b> | S39.1.1～S47.12.31 | <b>4 万 5 千円</b> | S29.7.1～S38.12.31 | <b>3 万円</b>   |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| 新築年月日              | 減額される額                                                                                                                                                                                                                                                                               | 備考                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S56.7.1～S56.12.31  | <b>12 万 6 千円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     | 上記の表の控除額に税率を乗じて得た額を減額します                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S51.1.1～S56.6.30   | <b>10 万 5 千円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S48.1.1～S50.12.31  | <b>6 万 9 千円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S39.1.1～S47.12.31  | <b>4 万 5 千円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |
| S29.7.1～S38.12.31  | <b>3 万円</b>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |          |    |                   |                  |                                   |                  |                  |                   |                 |                   |                 |                   |               |                  |               |                   |               |                   |               |                   |               |

(注3) 新耐震基準に適合することについての証明として、次のいずれかの書類が必要です。

- ・「耐震基準適合証明書」
  - ・「住宅性能評価書」
  - ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
- 耐震基準**適合**既存住宅の取得の場合、**住宅の取得日前2年以内に**証明のための住宅の調査、性能評価又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の締結がされたものに限ります。
- 耐震基準**不適合**既存住宅の取得の場合、**住宅の取得日から6か月以内に**証明されたものに限ります。

## 県税の豆知識

### ●不動産に関する主な税

| 区分  | 取得したとき               | 保有しているとき       | 譲渡したとき |
|-----|----------------------|----------------|--------|
| 県   | 不動産取得税               |                | 県民税    |
| 国   | 相続税・贈与税<br>消費税・登録免許税 |                | 所得税    |
| 市町村 |                      | 固定資産税<br>都市計画税 | 市町村民税  |

このほか、契約書等の作成による印紙税（国税）があります。

## 2. 土地の取得に係る減額

### ●特例適用住宅用土地・耐震基準適合既存住宅用土地の減額

次のいずれかの要件に該当する場合は、「宅地評価土地の特例」の上に次の減額があります。

ただし、次の②～⑤については、土地を取得した人が特例適用住宅又は既存住宅を新築又は取得した場合に限ります。

| 区分            | 要件                                                                                                                                           | 減額される額                                                                                                                                            |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新築住宅用土地       | ① 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に <b>特例適用住宅</b> が新築された場合（土地を取得した人がその土地を特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は特例適用住宅の新築が土地を取得した人から最初にその土地を譲り受けた人により行われる場合に限る）（注4） | 次のいずれか多い額<br>a 45,000 円<br>b $\boxed{\text{土地 1 m}^2\text{当たりの価格}} \times \boxed{\text{住宅の床面積の 2 倍 (1 戸につき 200m}^2\text{限度)}} \times \boxed{3\%}$ |
|               | ② 土地を取得した日より前1年以内にその土地の上に <b>特例適用住宅</b> を新築していた場合                                                                                            |                                                                                                                                                   |
| 建売住宅用土地       | ③ <b>新築未使用の特例適用住宅</b> 及びその土地を、その住宅の新築された日から1年以内に取得した場合                                                                                       | * 土地 1 m <sup>2</sup> 当たりの価格<br>宅地評価土地については、評価額を 1 / 2 にして計算します。                                                                                  |
|               | ④ 土地を取得した日から1年以内又は取得した日より前1年以内に、その土地の上にある <b>新築未使用の特例適用住宅</b> を自己の居住の用に供するために取得した場合                                                          |                                                                                                                                                   |
| 土 既 存 住 宅 用 地 | ⑤ 土地を取得した日から1年以内又は取得した日より前1年以内に、その土地の上にある <b>耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅</b> を自己の居住の用に供するために取得した場合                                               |                                                                                                                                                   |

（注4）土地を取得した人がその土地を引き続き所有している場合は、住宅の新築者は問いません。

| 区 分      | 要 件                                                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特例適用住宅とは | 一戸建住宅の場合 住宅（店舗等との併用の場合は住宅部分）の床面積が <b>50m<sup>2</sup>以上 240m<sup>2</sup>以下</b> のもの。                                                            |
|          | 共同住宅等の場合 居住の用に供するため独立的に区画された一の部分（共用部分もあん分して算入）の床面積が <b>50m<sup>2</sup></b> （貸家の場合は <b>40m<sup>2</sup></b> ） <b>以上 240m<sup>2</sup>以下</b> のもの。 |
| 既存住宅とは   | 22 ページの「耐震基準 <b>適合</b> 既存住宅の取得」又は「耐震基準 <b>不適合</b> 既存住宅の取得」欄を参照してください。                                                                         |

## 県固定資産税

固定資産税は、本来市町村税ですが、市町村の財政上の均衡をはかる見地から、法律で定める一定額を超える償却資産（大規模償却資産）に対して県が課税するものです。

### Ⅰ 納める人

- 大規模償却資産を所有している人（現在、該当はありません。）

### Ⅰ 納める額

- 市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額の1.4／100

### Ⅰ 申告と納税

1. 申 告 申告期限は1月31日です。
2. 納 税 県から送付される納税通知書により4月、7月、12月及び翌年2月の4回に分けて納税することになっています。

## 県たばこ税

この税金は、たばこを購入するときにその代金の中に含まれているものです。

### Ⅰ 納める人

- 県内の小売業者に製造たばこを売り渡した、製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者

### Ⅰ 納める額

| 区分     | 期間                     | 税率              |
|--------|------------------------|-----------------|
| 全てのたばこ | 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで | 1,000本につき930円   |
|        | 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで | 1,000本につき1,000円 |
|        | 令和3年10月1日以降            | 1,000本につき1,070円 |

※加熱式たばこの課税方式は、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、換算は今後、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で引き上げられます。

※軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）の課税方式は、重量換算から1本を紙巻たばこ1本に換算する方法に変更されました。（この変更は令和2年10月から2回に分けて段階的に行われました。）

### Ⅰ 申告と納税

- 毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納税することになっています。

### 県税の 豆知識

- たばこは地元で買いましょう！

たばこ税は、たばこを買った場所の所在する県や市町村の収入となりますので、地元で買いましょう。

# ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

## Ⅰ 納める人

- ゴルフ場を利用した人

## Ⅰ 納める額

- ゴルフ場の等級に応じ、利用者 1 人 1 日につき、次の額となります。  
等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として定められています。

| 区分       | 税額      |
|----------|---------|
| 1 級のゴルフ場 | 1,200 円 |
| 2 級のゴルフ場 | 1,100 円 |
| 3 級のゴルフ場 | 950 円   |
| 4 級のゴルフ場 | 800 円   |
| 5 級のゴルフ場 | 650 円   |
| 6 級のゴルフ場 | 500 円   |
| 7 級のゴルフ場 | 400 円   |

## Ⅰ 申告と納税

- ゴルフ場の経営者が利用した人から料金と一緒に受け取り、毎月分を翌月の 15 日までに申告して、納税することになっています。

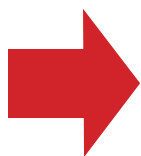
## Ⅰ 市町村への交付

- 県に納められた税額の70%相当額は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

## Ⅰ 非課税措置について

- 下記の利用者については、ゴルフ場利用税は課されません。

- (1) 年齢が 18 歳未満の方
- (2) 年齢が 70 歳以上の方
- (3) 障がい者の方



適用を受けるためには、次の手続きが必要です。

- ① 非課税適用申出書の記入
- ② 本人確認のための書類の提示
  - ・ 運転免許証 ・ パスポート
  - ・ 障害者手帳 ・ 学生証 等

プレーするゴルフ場で手続きをしてください。

- (4) 国民スポーツ大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用
- (5) 学生、生徒、教員等が学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用

県税の  
まめちしき  
豆知識

### ● ゴルフの施設数と利用人員は？

|                            | 全 国       | 島 根 県  |
|----------------------------|-----------|--------|
| 施 設 数<br>(令和6年12月末日現在)     | 2,181     | 7      |
| 延 利 用 人 員<br>令和6年1月～12月の利用 | 87,852 千人 | 238 千人 |

## 軽油引取税

バス・トラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税されます。平成 21 年 4 月 1 日より、道路整備のための目的税から使い途に制限のない普通税に改められました。

### Ⅰ 納める人

- 特約業者・元売業者から軽油の引取り（購入）を行った人  
元売業者とは…軽油を製造、輸入又は販売することを業とする者で総務大臣の指定を受けた者  
特約業者とは…元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売を業とする者で、知事の指定を受けた者

### Ⅰ 納める額

1 キロリットルにつき……32,100 円（1 リットルにつき……32円10銭）

### Ⅰ 申告と納税

- 特約業者又は元売業者が、毎月分を翌月末日までに申告して、納税することになっています。

### Ⅰ 免税と手続き

1. 免 税 次の用途に供する軽油の引取りに対しては、免税の手続きをされた場合に限り、課税されません。※この取り扱いは令和9年3月31日までに行われる引き取りに限る特例です。
  - (1) 船舶・鉄道・軌道用車輛の動力源の用途
  - (2) 農業・林業用機械の動力源の用途
  - (3) 木材加工業・鉱物の掘採事業・セメント製品製造業などのための、法令で定める一定の用途
2. 手続き
  - (1) 免税になる軽油を使用しようとする人は、あらかじめ県民センター（支庁）に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けます。申請の際、誓約書（県税が適正に納付されていること等）の添付が必要です。
  - (2) この免税軽油使用者証を県民センター（支庁）に提示して免税証の交付を申請すると、必要な数量の免税証が交付されます。
  - (3) 軽油を購入するときに、この免税証を特約業者や元売業者に渡すと、軽油引取税のかからない価額で購入することができます。
3. 報 告 免税軽油使用者証の交付を受けた方は、免税軽油引取数量等を報告する必要があります。

●**不正軽油にご注意ください！** “不正軽油” とは、灯油や重油等を使用して密造した燃料を、正常な軽油と偽って販売するもので、軽油引取税が納められていません。

●**島根県不正軽油対策協議会** 不正軽油の製造及び流通の阻止に向け、平成15年10月に協議会を設立し、不正軽油を「作らない・売らない・買わない・使わない」の活動を展開しています。構成メンバーは、県石油商業組合、県トラック協会、県旅客自動車協会、県建設業協会、島根運輸支局、海上保安部、警察本部、県の行政機関です。

●平成16・18・23年度税制改正により不正軽油にかかる罰則が強化され、取締りを強化しています。

|           | 構成要件                                                                  | 懲役刑   | 罰金刑       | 法人処罰  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|-------|-----------|-------|
| 不正軽油にかかる罪 | 製造承認義務違反<br>(承認を受けないで軽油・炭化水素油を製造した場合)                                 | 10年以下 | 1,000万円以下 | 3億円以下 |
|           | (不正軽油の用に供されることを知りながら、灯油・A重油や硫酸などの薬品、又は土地や施設、機械等を提供した場合)               | 7年以下  | 700万円以下   | 2億円以下 |
|           | 不正軽油等譲受罪(購入者罰則)<br>(承認を受けずに製造した不正軽油と知って、運搬、保管、譲受、又は処分の媒介若しくはあっせんした場合) | 3年以下  | 300万円以下   | 1億円以下 |

★不正軽油 110 番……0120－<sup>ふせい</sup>2－<sup>110ばん</sup>110－<sup>はやく</sup>89

不正軽油についての情報がありましたら、ご連絡をお願いします。

不正ガソリンに関する情報は、広島国税局まで！！

不正ガソリン 110 番 <sup>ふせいやらさん</sup> 0120－283－<sup>110番</sup>110

自動車税

自動車の取得や保有に対して課税されます。自動車を取得した人に課税される自動車税環境性能割と自動車を所有している人に課税される自動車税種別割があります。

自動車税環境性能割

Ⅰ 納める人

- 自動車（軽自動車を除きます。）を取得された方  
(割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主が取得者とみなされます。)

Ⅰ 納める額

- 自動車の取得価額に税率を乗じて算出します。税率は、自動車の燃費性能等に応じて0～3％になります。

■自動車税環境性能割 税率表（新車・中古車）

●税率表（R7.4.1～R8.3.31に取得）

| 区分             | 燃料等                  | 排出ガス基準・燃費基準                                                           | 税率（登録車） |      |
|----------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------|------|
|                |                      |                                                                       | 自家用     | 営業用  |
| 乗用車<br>(ガソリン車) | ガソリン車<br>ガソリンハイブリッド車 | ★★★★<br>R12年度燃費基準95%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準138%] ※[H22年度燃費基準+105%] | 非課税     | 非課税  |
|                |                      | R12年度燃費基準90%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準130%] ※[H22年度燃費基準+94%]          | 1.0%    | 非課税  |
|                |                      | R12年度燃費基準85%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準123%] ※[H22年度燃費基準+84%]          | 1.0%    | 0.5% |
|                |                      | R12年度燃費基準80%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準116%] ※[H22年度燃費基準+73%]          | 2.0%    | 0.5% |
|                |                      | R12年度燃費基準75%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準109%] ※[H22年度燃費基準+62%]          | 2.0%    | 1.0% |
|                |                      | R12年度燃費基準70%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準102%] ※[H22年度燃費基準+51%]          | 3.0%    | 1.0% |
|                |                      | 上記に該当しないガソリン車                                                         | 3.0%    | 2.0% |

| 区分                                  | 燃料等                         | 排出ガス基準 ・ 燃費基準                                        |                                             | 税率（登録車） |      |
|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------|------|
|                                     |                             |                                                      |                                             | 自家用     | 営業用  |
| 乗 用 車<br>（LPG車）                     | L P G 車<br>LPGハイブリッド車       | ★★★★                                                 | R12年度燃費基準95%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準138%] | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準90%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準130%] | 1.0%    | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準85%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準123%] | 1.0%    | 0.5% |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準80%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準116%] | 2.0%    | 0.5% |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準75%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準109%] | 2.0%    | 1.0% |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準70%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準102%] | 3.0%    | 1.0% |
|                                     |                             | 上記に該当しないLPG車                                         | 3.0%                                        | 2.0%    |      |
| 乗 用 車<br>（ディーゼル車）                   | デ ィ ー ゼ ル 車<br>ディーゼルハイブリッド車 | H30 年排出<br>ガス<br>基準適合<br>又は<br>H21 年排出<br>ガス<br>基準適合 | R12年度燃費基準95%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準138%] | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準90%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準130%] | 1.0%    | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準85%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準123%] | 1.0%    | 0.5% |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準80%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準116%] | 2.0%    | 0.5% |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準75%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準109%] | 2.0%    | 1.0% |
|                                     |                             |                                                      | R12年度燃費基準70%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準102%] | 3.0%    | 1.0% |
|                                     |                             | 上記に該当しないディーゼル車                                       | 3.0%                                        | 2.0%    |      |
| 車両総重量<br>2.5トン以下の<br>トラック           | ガ ソ リ ン 車<br>ガソリンハイブリッド車    | ★★★★                                                 | R4年度燃費基準105%<br>※[H22年度燃費基準+63%]            | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R4年度燃費基準達成<br>※[H22年度燃費基準+55%]              | 1.0%    | 0.5% |
|                                     |                             |                                                      | R4年度燃費基準95%<br>※[H22年度燃費基準+47%]             | 2.0%    | 1.0% |
|                                     | 上記に該当しないもの                  |                                                      |                                             | 3.0%    | 2.0% |
| 車両総重量<br>3.5トン以下の<br>バス             | ガ ソ リ ン 車<br>ガソリンハイブリッド車    | ★★★★                                                 | R2年度燃費基準105%                                | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R2年度燃費基準達成                                  | 1.0%    | 0.5% |
|                                     |                             | ★★★                                                  | R2年度燃費基準110%                                | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R2年度燃費基準105%                                | 1.0%    | 0.5% |
|                                     | デ ィ ー ゼ ル 車<br>ディーゼルハイブリッド車 | H30 年排出ガス基準適合<br>又は<br>H21 年排出ガス基準 10% 低減            | R2 年度燃費基準 105%                              | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R2 年度燃費基準達成                                 | 1.0%    | 0.5% |
|                                     |                             | H21 年排出ガス基準適合                                        | R2 年度燃費基準 110%                              | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R2 年度燃費基準 105%                              | 1.0%    | 0.5% |
|                                     | R2 年度燃費基準達成                 |                                                      |                                             | 2.0%    | 1.0% |
|                                     | 上記に該当しないもの                  |                                                      |                                             | 3.0%    | 2.0% |
| 車両総重量<br>2.5トン超<br>3.5トン以下の<br>トラック | ガ ソ リ ン 車<br>ガソリンハイブリッド車    | ★★★★                                                 | R4 年度燃費基準達成                                 | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R4 年度燃費基準 95%                               | 1.0%    | 0.5% |
|                                     |                             | ★★★                                                  | R4 年度燃費基準 105%                              | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R4 年度燃費基準達成                                 | 1.0%    | 0.5% |
|                                     | デ ィ ー ゼ ル 車<br>ディーゼルハイブリッド車 | H30 年排出ガス基準適合<br>又は<br>H21 年排出ガス基準 10% 低減            | R4 年度燃費基準 95%                               | 2.0%    | 1.0% |
|                                     |                             |                                                      | R4 年度燃費基準達成 105%                            | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             | H21 年排出ガス基準適合                                        | R4 年度燃費基準達成 105%                            | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R4 年度燃費基準達成                                 | 1.0%    | 0.5% |
|                                     | R4 年度燃費基準 95%               |                                                      |                                             | 2.0%    | 1.0% |
|                                     | 上記に該当しないもの                  |                                                      |                                             | 3.0%    | 2.0% |
| 車両総重量<br>3.5トン超の<br>バス・トラック         | デ ィ ー ゼ ル 車<br>ディーゼルハイブリッド車 | H28 年排出ガス基準適合<br>又は<br>H21 年排出ガス基準 10% 低減            | R7 年度燃費基準 105%<br>◎ [H27 年度燃費基準 115%]       | 非課税     | 非課税  |
|                                     |                             |                                                      | R7 年度燃費基準達成<br>◎ [H27 年度燃費基準 110%]          | 1.0%    | 0.5% |
|                                     |                             |                                                      | R7 年度燃費基準 95%<br>◎ [H27 年度燃費基準 105%]        | 2.0%    | 1.0% |
|                                     |                             |                                                      | 上記に該当しないもの                                  | 3.0%    | 2.0% |
| その他の自動車                             | 電気自動車                       | —                                                    | —                                           | 非課税     | 非課税  |
|                                     | 天然ガス自動車                     | H30 年排出ガス基準適合（3.5トン以下）<br>又は H21 年排出ガス基準 10% 低減      | —                                           | 非課税     | 非課税  |
|                                     | プラグインハイブリッド自動車              | —                                                    | —                                           | 非課税     | 非課税  |
|                                     | 上記に該当しないもの                  |                                                      |                                             | 3.0%    | 2.0% |

注1 「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車

注2 「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車

■ 令和12年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、令和2年度基準及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車の場合

※ 令和12年度基準、令和4年度基準及び令和2年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車の場合

◎ 令和7年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車の場合

## Ⅰ 特例措置

### ●新車新規登録のバリアフリー、ASV 特例

| 種 別                                      |                               | 控除額        |
|------------------------------------------|-------------------------------|------------|
| ノ ン ス テ ッ プ バ ス                          |                               | 1,000 万円控除 |
| リ フ ト 付 き バ ス                            | (乗車定員30人以上の空港アクセスバス)          | 800 万円控除   |
|                                          | (乗車定員30人以上)                   | 650 万円控除   |
|                                          | (乗車定員30人未満)                   | 200 万円控除   |
| ユニバーサルデザインタクシー                           |                               | 100 万円控除   |
| ASV (衝突被害軽減ブレーキ<br>(歩行者検知機能付き) 搭載<br>車両) | バス等 (注)                       | 175 万円控除   |
| ASV (衝突被害軽減ブレーキ<br>(歩行者検知機能付き) 搭載<br>車両) | 車両総重量3.5トン超トラック<br>(被けん引車を除く) | 175 万円控除   |

(注)「バス等」とは、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。)のことをいう。

## Ⅰ 免税・非課税

### ●次の取得に対しては課税されません。

- 1 取得価額が 50 万円以下の自動車の取得
- 2 相続による取得
- 3 法人の合併又は分割による取得
- 4 所有権留保付売買の自動車で、所有権が売主から買主へ移転した場合の取得

## Ⅰ 申告と納税

### ●島根運輸支局への自動車の登録や届出の手続きをする際に申告と同時に納税することとなります。

## Ⅰ 市町村への交付

### ●県に納められた自動車税環境性能割の 40.85%は、県内の市町村に対し、市町村道の延長及び面積により按分して交付されます。

## Ⅰ 軽自動車税環境性能割 (市町村税) (賦課徴収は都道府県が行います。)

### ●軽自動車を取得した方に課される税金です。軽自動車税環境性能割は市町村の税金ですが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は県が市町村に払い込みます。

### ■軽自動車税環境性能割 税率表 (新車・中古車)

#### ●税率表 (R7.4.1 ~ R8.3.31 に取得)

| 区分                        | 燃料等                             | 排出ガス基準 ・ 燃費基準 |                                                              | 税率 (軽自動車) |      |
|---------------------------|---------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------|-----------|------|
|                           |                                 |               |                                                              | 自家用       | 営業用  |
| 乗 用 車                     | ガ ソ リ ン 車<br>ガ ソ リ ン<br>ハイブリッド車 | ★★★★          | R12年度燃費基準80%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準116%]、※[H22年度燃費基準+73%] | 非課税       | 非課税  |
|                           |                                 |               | R12年度燃費基準75%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準109%]、※[H22年度燃費基準+62%] | 1.0%      | 0.5% |
|                           |                                 |               | R12年度燃費基準70%かつR2年度燃費基準達成<br>■[R2年度燃費基準102%]、※[H22年度燃費基準+51%] | 2.0%      | 1.0% |
|                           |                                 | 上記に該当しないもの    |                                                              | 2.0%      | 2.0% |
| 車両総重量<br>2.5トン以下<br>のトラック | ガ ソ リ ン 車<br>ガ ソ リ ン<br>ハイブリッド車 | ★★★★          | R4年度燃費基準105%<br>※[H22年度燃費基準+63%]                             | 非課税       | 非課税  |
|                           |                                 |               | R4年度燃費基準達成<br>※[H22年度燃費基準+55%]                               | 1.0%      | 0.5% |
|                           |                                 |               | R4年度燃費基準95%<br>※[H22年度燃費基準+47%]                              | 2.0%      | 1.0% |
|                           |                                 | 上記に該当しないもの    |                                                              | 2.0%      | 2.0% |

| 区分           | 燃料等                | 排出ガス基準 ・ 燃費基準                         |   | 税率（軽自動車） |      |
|--------------|--------------------|---------------------------------------|---|----------|------|
|              |                    |                                       |   | 自家用      | 営業用  |
| その他の<br>軽自動車 | 電 気 軽 自 動 車        | —                                     | — | 非課税      | 非課税  |
|              | 天 然 ガ ス<br>軽 自 動 車 | H30 年排出ガス基準適合又は<br>H21 年排出ガス基準 10% 低減 | — | 非課税      | 非課税  |
|              | 上記に該当しないもの         |                                       |   | 2.0%     | 2.0% |

注「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車

■ 令和12年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、令和2年度基準及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車の場合

※ 令和12年度基準、令和4年度基準及び令和2年度基準エネルギー消費効率算定未了車で、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車の場合

## 県税の まめちしき 豆知識

### ●車の種類と地方税

| 区 分           |                                 | 該当税目        |                   |              |                |           |
|---------------|---------------------------------|-------------|-------------------|--------------|----------------|-----------|
|               |                                 | 自動車税<br>種別割 | 自動車税<br>環境<br>性能割 | 軽自動車税<br>種別割 | 軽自動車税<br>環境性能割 | 固定資産税     |
| 普 通 自 動 車     |                                 | ○           | ○                 |              |                |           |
| 小 型 自 動 車     | ・ 4 輪以上 (2,000cc 以下)<br>・ 被けん引車 | ○           | ○                 |              |                |           |
|               | 3 輪                             | ○           | ○                 |              |                |           |
|               | 2 輪                             |             |                   | ○            |                |           |
| 軽 自 動 車       | ・ 2 輪以外 (660cc 以下)<br>・ 被けん引車   |             |                   | ○            | ○              |           |
|               | 2 輪 (250cc 以下)                  |             |                   | ○            |                |           |
| 大 型 特 殊 自 動 車 |                                 |             |                   |              |                | ○ (事業用のみ) |
| 小 型 特 殊 自 動 車 |                                 |             |                   | ○            |                |           |
| 原 動 機 付 自 転 車 |                                 |             |                   | ○            |                |           |

## 自動車税種別割

### Ⅰ 納める人

- 県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車を除きます。）の所有者  
（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

### Ⅱ 納める額

- 自動車の種類、用途、排気量などによって年税額（4月～翌年3月の1年間）で定められており、主なものは下の表のとおりです。

なお、自動車税種別割は、4月1日現在の所有者（所有権留保車の場合は使用者）に課税されますが、年度途中で抹消登録（廃車）・新規登録をした場合には、次のとおり月割の税額となります。

- 4月1日以後に抹消登録をした場合

$$\text{月割税額} = \text{年税額} \times \frac{\text{4月から抹消登録した月までの月数}}{12}$$

（月割税額：100円未満の端数切り捨て）

- 4月1日以後に新規登録をした場合

$$\text{月割税額} = \text{年税額} \times \frac{\text{新規登録をした月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

（月割税額：100円未満の端数切り捨て）

#### ●乗用車

| 区 分              |              | 年 税 額                   |             |         |
|------------------|--------------|-------------------------|-------------|---------|
|                  |              | 自家用                     |             | 営業用     |
|                  |              | R元年10月以後新車<br>新規登録されたもの | 左記以外の<br>もの |         |
| 総<br>排<br>気<br>量 | 1.0ℓ以下       | 25,000円                 | 29,500円     | 7,500円  |
|                  | 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 | 30,500円                 | 34,500円     | 8,500円  |
|                  | 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 | 36,000円                 | 39,500円     | 9,500円  |
|                  | 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 | 43,500円                 | 45,000円     | 13,800円 |
|                  | 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 | 50,000円                 | 51,000円     | 15,700円 |
|                  | 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 | 57,000円                 | 58,000円     | 17,900円 |
|                  | 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 | 65,500円                 | 66,500円     | 20,500円 |
|                  | 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 | 75,500円                 | 76,500円     | 23,600円 |
|                  | 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 | 87,000円                 | 88,000円     | 27,200円 |
|                  | 6.0ℓ超        | 110,000円                | 111,000円    | 40,700円 |

#### ●トラック

| 区 分                   |           | 年 税 額   |         |
|-----------------------|-----------|---------|---------|
|                       |           | 自家用     | 営業用     |
| 最<br>大<br>積<br>載<br>量 | 1ト以下      | 8,000円  | 6,500円  |
|                       | 1ト超 2ト以下  | 11,500円 | 9,000円  |
|                       | 2ト超 3ト以下  | 16,000円 | 12,000円 |
|                       | 3ト超 4ト以下  | 20,500円 | 15,000円 |
|                       | 4ト超 5ト以下  | 25,500円 | 18,500円 |
|                       | 5ト超 6ト以下  | 30,000円 | 22,000円 |
|                       | 6ト超 7ト以下  | 35,000円 | 25,500円 |
|                       | 7ト超 8ト以下  | 40,500円 | 29,500円 |
|                       | 8ト超 9ト以下  | 46,800円 | 34,200円 |
|                       | 9ト超 10ト以下 | 53,100円 | 38,900円 |

このほか、トラック（ライトバン）、バス、特種用途車（タンクローリー、レッカー車等）などは、最大積載量、総排気量、乗車定員、用途などによって年税額が異なります。

## I 申告と納税

1. 申告 自動車を新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたときは、その都度、自動車税種別割の申告書を提出することになっています。
2. 納税 県から送付される納税通知書により5月31日までに納めることになっています。ただし、4月1日以後に新規登録をした場合には申告のときに月割で納めることになっています。（納税には便利な口座振替制度をぜひご利用ください。詳しくは、お近くの県民センター（各事務所、川本駐在を含む）又は隠岐支庁の税務担当課までお問い合わせください。）

## I グリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする（重課）特例措置（「自動車税種別割のグリーン化税制」）が実施されています。

### 1. 環境負荷の小さい自動車（自動車税種別割が軽課となるもの）

新車で新規に登録された次の自動車は、翌年度のみ自動車税種別割が安くなります。

- 令和6年度及び令和7年度に新車新規登録された自動車

| 対象自動車                                                                             | 軽減割合    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車                                              | 約75%    |
| [ガソリン・LPG車]平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費達成の営業用乗用車 |         |
| [ディーゼル車]平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費達成の営業用乗用車          |         |
| [ガソリン・LPG車]平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減かつ令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費達成の営業用乗用車 | 約50%（注） |
| [ディーゼル車]平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費達成の営業用乗用車          |         |

（注）約50%軽減分については、令和6年度に新車新規登録された自動車に限る。

### 2. 環境負荷の大きい自動車（自動車税種別割が重課となるもの）

新車で新規に登録された日から次の年数を経過した自動車については、その翌年度から自動車税種別割が高くなります。

| 対象自動車（注1）                  | 重課割合     |
|----------------------------|----------|
| 新車新規登録から13年を経過したガソリン車、LPG車 | 約15%（注2） |
| 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車     |          |

（注1）電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引自動車を除きます。

（注2）バス（一般乗合用を除く。）、トラック（被けん引自動車を除く。）及び一部の特種用途車については、重課割合は約10%です。

## 県税の 豆知識

### ●名義変更・抹消の登録をお忘れなく！

自動車を売ったり、下取りに出したり、廃車した場合などには、必ず中国運輸局島根運輸支局で必要な手続きをしてください。この手続きをしないと、予期せぬトラブルに巻き込まれたり、いつまでもあなたに納税通知書が送られることになります。

### ●年度の途中で名義変更をした場合は？

年度の途中で所有者の変更があっても、法律により年度末に変更があったものとみなされますので、その年の4月1日現在の所有者の方に、その年度の自動車税種別割全額を納付していただくことになります。新所有者には、翌年度から課税されます。

# 自動車税種別割に関するQ&A

## Q1 手放した自動車の納税通知書が届いたのですが？

自動車税種別割は、その年度の4月1日現在の所有者（所有権留保車については使用者）に納税義務があります。

知人に譲ったり、自動車販売店に下取りに出したはずなのに納税通知書が届いたのは、その自動車の名義変更が3月31日までにされなかったからです。

名義変更、または抹消登録がきちんとされたかどうか譲った相手の方に確認してください。

## Q4 車検を受けるときに納税証明書は必要ですか？

平成27年4月から、運輸支局で車検時の自動車税の納税確認が電子化されました。これにより、原則車検時における納税証明書の提示が省略できます。

ただし、納付直後に車検を受けられるときなど、納税証明書が必要となる場合があります。

納税証明書については45ページをご覧ください。

## Q2 車検が切れている車や壊れて動かない車なのに税金がかかっているのですが？

車検が切れたまま放置された車や、壊れて動かない車であっても、運輸支局で抹消登録の手続きをされないと自動車税種別割がかかります。

抹消登録の手続きをどなたかに依頼されたときは、必ず登録識別情報等通知書を受け取り、抹消登録されたことを確認しましょう。（なお、解体抹消時には通知書は交付されません。）

## Q5 税金を納めた車を年度途中で手放した場合、税金はどうなるのですか？

年度途中で手放した自動車が抹消登録された場合には、その翌月からの税金を月割でお返しします。なお、名義変更された場合は、4月1日現在の所有者にその年度の自動車税種別割全額が課税されますので、納められた税金はお返しできません。

## Q3 転居したら納税通知書が届かなくなったのですが？

住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変わりません。早めにお近くの県民センターまたは隠岐支庁に電話等で連絡をお願いします。なお、転居した際には、法律により15日以内に運輸支局で住所変更の手続きをしなければならないと定められています。

※インターネットにより納税通知書の住所変更の届出ができます。（「しまね電子申請サービス」で検索）

## Q6 身体障がい者等の場合、自動車税種別割の減免の制度がありますか？

心身に障がい有する方が積極的に社会活動に参加できるように税制面から配慮し、一定の要件を満たす自動車については、申請によって自動車税種別割を減免することとしています。

減免の申請期限は、新規登録された車は登録日、それ以外の車は、納期限までです。期限を過ぎて申請された場合、申請の翌月から月割で減免します。

## 車は島根県ナンバーに

①自動車は、住所地で登録することになっています。

②島根県内にお住まいの方で、他県ナンバーの自動車をお持ちの方は、運輸支局で島根ナンバー又は出雲ナンバーに変更登録をしてください。

※使用の本拠地が出雲市、奥出雲町、飯南町の自動車は出雲ナンバーに、それ以外の市町村の自動車は島根ナンバーになります。

中国運輸局島根運輸支局 松江市馬潟町43-3 ☎050-5540-2071（自動音声案内）

## 鉱 区 税

鉱業権を持っていることに対して課税されるものです。

### Ⅰ 納める人

- 県内に鉱区をもっている人

### Ⅰ 納める額

| 鉱 区 の 種 類             |      | 納 め る 額                                              |
|-----------------------|------|------------------------------------------------------|
| 砂 鉱 を 目 的 と し な い 鉱 区 | 試掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 200 円                                 |
|                       | 採掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 400 円                                 |
| 砂 鉱 を 目 的 と す る 鉱 区   | —    | 面積 100 アールごとに年 200 円<br>(河床の延長 1,000 メートルごとに年 600 円) |
| 石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区    | 試掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 200 円 $\times \frac{2}{3}$            |
|                       | 採掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 400 円 $\times \frac{2}{3}$            |

(注) 年の中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算によります。

### Ⅰ 納 税

- 県から送付される納税通知書により5月31日までに納税することになっています。

## 核 燃 料 税

本県が独自に課税している法定外普通税で、発電用原子炉に挿入された核燃料及び発電用原子炉の熱出力に対して課税されます。

### Ⅰ 納める人

- 発電用原子炉の設置者

### Ⅰ 納める額

- (価額割) 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
- (出力割) 発電用原子炉の熱出力に対し、1課税期間(3ヶ月)につき、千キロワットあたり42,700円  
(廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については63,000円)

### Ⅰ 申告と納税

- (価額割) 核燃料を挿入した日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日
- (出力割) 4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月までをそれぞれ一つの課税期間として、各課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内

### Ⅰ 税収の使途

- 原子力発電所の立地に伴う安全対策や環境保全として、原子力防災訓練の実施、原子力発電所周辺の環境調査、原子力に関する情報公開・情報提供などに活用されています。
- また、住民の方の生活や地域産業の安全を図るため、道路・河川・港湾の整備などにも活用されています。

## 県税の まめちしき 豆知識

- 全国で核燃料税を課税している県は？

令和7年4月1日現在で12道県です。

福井県(S.51～)、茨城県(S.53～)、愛媛県(S.54～)、佐賀県(S.54～)  
静岡県(S.55～)、島根県(S.55～)、鹿児島県(S.58～)、宮城県(S.58～)  
新潟県(S.59～)、北海道(S.63～)、石川県(H.4～)、青森県(H.16～)

# 狩 獵 税

狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政費用に充てられる目的税です。

## Ⅰ 納める人

- 狩猟者の登録を受ける人

## Ⅰ 納める額

| 種 類                                | 税 額      |
|------------------------------------|----------|
| 第一種銃猟免許（ライフル銃・散弾銃など）に係る狩猟者の登録を受ける人 | 11,000 円 |
| 上記以外の人                             | 16,500 円 |
| 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人          | 5,500 円  |
| 上記以外の人                             | 8,200 円  |
| 第二種銃猟免許（空気銃・ガス銃）に係る狩猟者の登録を受ける人     | 5,500 円  |

（注1） 狩猟者の登録を受ける方が、県民税の所得割を納めなくてもよい人のうち控除対象配偶者又は扶養親族（農業等に従事している人を除きます。）以外の人には、農業等に従事していても、第一銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方については11,000円、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方については5,500円の税額が適用されます。

（注2） 令和11年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって次のいずれかに該当する場合、納める額が軽減されます。

- ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 …非課税
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 …非課税
- ③ 有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録 …2分の1軽減

※ 狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

## Ⅰ 納 税

- 狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるときに、狩猟者登録申請書に税額に相当する県の証紙を貼って、納税することになっています。

## Ⅰ 税収の用途

- 野生鳥獣の適切な保護管理を図るため、鳥獣保護のための調査や普及活動、狩猟者育成のための研修会や普及啓発活動、有害鳥獣の駆除支援などに使用されています。

## Ⅰ 税収の規模

- 11百万円（令和6年度）です。

# 産 業 廃 棄 物 減 量 税

本県が独自に課税している法定外目的税で、産業廃棄物を最終処分場へ搬入したときに課税されるものです。

## Ⅰ 納める人

- 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

## Ⅰ 納める額

- 最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬入量1トンあたり1,000円です。

## Ⅰ 申告と納税

### ●最終処分業者に処分を委託する場合

排出事業者や中間処理業者から処理料金と一緒に受け取り、最終処分業者が下表の左欄に掲げる期間分を右欄に定める期限までに申告して納税することになっています。

### ●排出事業者自らが最終処分する場合

排出事業者（中間処理業者を含む）が自社の最終処分場に埋立処分する場合は、自らが下表の左欄に掲げる期間分を右欄に定める期限までに申告して納税することになっています。

|                  |       |
|------------------|-------|
| 1月1日から 3月31日まで   | 4月末日  |
| 4月1日から 6月30日まで   | 7月末日  |
| 7月1日から 9月30日まで   | 10月末日 |
| 10月1日から 12月31日まで | 1月末日  |

## Ⅰ 税収の規模

### ●3億8千6百万円（令和6年度）です。

## Ⅰ 税収の使途

### ●再資源化の支援

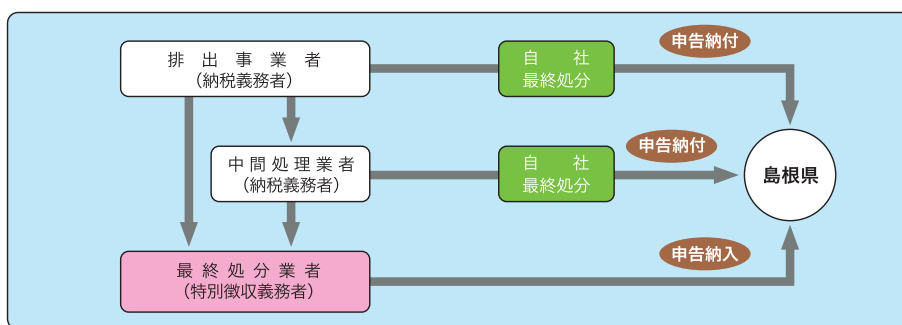
- ・事業者の再資源化等の取組に対して、技術開発や施設整備の支援を行います。
- ・リサイクル製品（しまねグリーン製品）の認定や利用促進を行います。
- ・再資源化等に関わる事業者や研究機関の連携を推進します。

### ●適正処理の推進

- ・不法投棄防止のため、監視カメラの設置や廃棄物適正処理指導員の配置を行います。
- ・産業廃棄物の最終処分場を確保するため、公共関与型処分場の整備を進めます。

### ●3R、環境教育の推進

- ・廃棄物についての県民の理解と3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を促進するため、地域や学校などでの環境教育を進めます。
- ・リサイクル製品や3Rについて、普及啓発の取組を行います。



※産業廃棄物最終処分場ばかりでなく市町村や一部事務組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場へ産業廃棄物を搬入する場合も課税の対象となります。

## 県税の 豆知識

### ●全国で産業廃棄物減量税等を課税している都道府県は？

令和7年4月1日現在で27道府県です。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

# 延滞金と加算金

## ご注意ください！

### I 延滞金

県税を納期限までに納めない時にかかります。

#### ●平成 25 年 12 月 31 日までの期間

①納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日まで …………… 年 7.3%

(ただし、平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、特例基準割合<sup>(※1)</sup>が年 7.3%に満たない場合は、特例基準割合<sup>(※1)</sup>が適用されます。)

各年の特例基準割合<sup>(※1)</sup> = 商業手形の基準割引率(前年の 11 月 30 日経過時) + 年 4 %  
(小数点 1 位未満切り捨て)

②その後納税の日までの期間 …………… 年 14.6%

#### ●平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間

①納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日まで …………… 年 7.3%

(ただし、特例基準割合<sup>(※2)</sup>が年 7.3%に満たない場合には、特例基準割合<sup>(※2)</sup>に 1 %を加算した割合が適用されます。なお、当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合が適用されます。)

各年の特例基準割合<sup>(※2)</sup> = 国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年 10 月～前年 9 月における平均 + 1 %  
(小数点 1 位未満切り捨て)

②その後納税の日までの期間 …………… 年 14.6%

(ただし、特例基準割合<sup>(※2)</sup>が年 7.3%に満たない場合には、特例基準割合<sup>(※2)</sup>に 7.3%を加算した割合が適用されます。)

#### ●令和 3 年 1 月 1 日以後の期間

①納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日まで …………… 年 7.3%

(ただし、延滞金特例基準割合<sup>(※3)</sup>が年 7.3%に満たない場合には、延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合が適用されます。なお、延滞金特例基準割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合が適用されます。)

各年の延滞金特例基準割合<sup>(※3)</sup> = 各年の平均貸付割合 + 1 %  
(小数点 1 位未満切り捨て)

※平均貸付割合…国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年 9 月～前年 8 月における平均

②その後納税の日までの期間 …………… 年 14.6%

(ただし、延滞金特例基準割合<sup>(※3)</sup>が年 7.3%に満たない場合には、延滞金特例基準割合に 7.3%を加算した割合が適用されます。)

- (注) 1. 延滞金の計算の基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、また、その税額が 2,000 円未満であるときは、延滞金はいかかりません。  
2. 算出された延滞金に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、また、その延滞金の全額が 1,000 円未満であるときは延滞金はいかかりません。  
3. 更正または決定があったときなどは、計算方法が上記と異なります。

## I 加算金

利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、産業廃棄物減量税又は核燃料税について、申告を期限までにしなかったり、申告税額が実際より少なかった場合などに徴収されるもので、次の3つがあります。

| 種 類               | 内 容                                              | 徴 収 さ れ る 額                                                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 過少申告<br>加算金       | 期限内に申告した場合で、その申告額が少なかったため後日増額の申告をしたり、増額の更正を受けた場合 | 増差税額の10%<br>(増差税額が、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超える場合は、その超える部分の税額の5%をさらに加算)                        |
| 不申告<br>加算金<br>(※) | 期限後に申告した場合や申告しなかった場合                             | 納める税額が50万円以下の場合…税額の15%<br>50万円を超える場合…超える部分に5%を加算<br>(更正又は決定があることを予知しないで申告期限後に申告した場合は額にかかわらず5%) |
| 重加算金<br>(※)       | 二重帳簿などによって仮装、隠ぺいし、故意に税を免れた場合                     | 申告期限内に<br>{ 申告している場合…増差税額の35%<br>{ 申告していない場合…増差税額の40%                                          |

(※) の加算金について

- 平成29年1月1日以後に提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金が加重される場合があります。
- 令和6年1月1日以後に提出期限が到来するものについて、高額な不申告や一定期間繰り返し行われる不申告行為に対し、加算金が加重される場合があります。

# 救済制度

## 更正の請求

法人の県民税・利子等に係る県民税・特定配当等に係る県民税・特定株式等譲渡所得等金額に係る県民税・法人の事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・自動車税環境性能割・核燃料税又は産業廃棄物減量税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、法定納期限から5年以内又は特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2ヶ月以内に限り更正の請求をすることができます。

## 不服の申立て等

県税の課税・徴収などの処分について不服がある場合には、原則としてその処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。審査請求書(2通)は、なるべく所管の県民センターを経由して提出してください。

また、処分の取消しの訴えは、審査請求に係る裁決を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内に鳥根県を被告として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 納税の猶予と減免

## こんなとき、ひと声かけてください

### ■ 徴収猶予

次のような場合で、税金を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、原則1年間を限度として徴収の猶予を受けることができます。

1. 財産が災害（震災・風水害・火災など）または盗難にあったとき
2. 本人や生活をともしにする親族が病気や負傷をしたとき
3. 事業を廃業又は休業したとき
4. 事業に大きな損失を受けたとき

### ■ 換価の猶予

県税を一時に納付又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、県税の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、原則1年間を限度として、申請により換価の猶予を受けることができます。（猶予を受けようとする県税の納期限から6ヶ月以内に申請書を提出することが必要です。）

### ■ 納期限の延長

災害などにより、納期限までに納税や申告などができないときには、期限が延長されます。延長される期限は、災害などがやんだ日から2ヶ月以内です。

### ■ 県税の減免（主なもの）

次のような場合には、減額または免除されることがあります。

1. 個人の県民税……………個人の市町村民税が減免された場合
2. 法人の県民税……………災害により被害を受けた場合
3. 個人の事業税……………(1)身体障がい者の方の場合      (2)災害により被害を受けた場合
4. 法人の事業税……………災害により被害を受けた場合
5. 不動産取得税……………(1)災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合  
(2)取得した不動産がその取得直後に災害を受けた場合
6. 自動車税種別割……………(1)災害により自動車が損壊した場合など  
(2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定程度以上の障がい等のある方又はその方と生計を一にする方が自動車を所有している場合。ただし、限度額は年税額 45,000円（重課対象自動車は51,700円、月割課税の場合は月割計算による）  
(3)もっぱら身体障がい者等の方を乗車させるために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車

7. 自動車税環境性能割…(1)災害により滅失、損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合

(2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定程度以上の障がい等のある方又はその方と生計を一にする方が自動車を取得した場合。ただし、限度額は取得価格 300万円

(3)もっぱら身体障がい者等の方を乗車させるため、又はもっぱら身体障がい者等の方が運転するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車

## I 申 請

徴収の猶予・申請による換価の猶予・減免などを受けるためには、申請が必要です。

### 身体障がい者等に対する自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免制度の対象となる自動車

| 手帳の種類                                    | 自動車の所有（取得）者                                                       | 運転者      | 用途                                        |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------|
| 身体障害者手帳<br>戦傷病者手帳<br>精神障害者保健福祉手帳<br>療育手帳 | 身体障がい者等本人<br>又は<br>身体障がい者等の方と<br>生計を一にする方<br>(本人の所有する自動車がない場合に限る) | 本人       |                                           |
|                                          |                                                                   | 生計を一にする方 | 身体障がい者等の方のための交通手段として使用されること               |
|                                          |                                                                   | 常時介護する方  | 主として身体障がい者等の方の通学（園）、通院、通所又は生業等の利用に供していること |

(1)減免できる自動車は、お持ちの自動車（軽自動車を含む）のうち1台です。

(2)自動車の所有者は原則として身体障がい者等の方（本人）としますが、本人の所有する自動車（軽自動車を含む）がない場合に限り、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

(3)割賦販売等による自動車の売り主が所有権を留保している場合は、使用者を所有者とみなします。  
(リース契約による自動車は減免の対象になりません。)

(4)身体障がい者等の方を「常時介護する方」が自動車の運転をする場合は、身体障がい者等のみで構成される世帯に属する身体障がい者等の方の所有（取得）する自動車を運転する場合に限ります。

# 納税にあたって

【申告と納期】 県税の申告期限と納期は、次のとおりです。

| 税目                | 申告期限                                                                                                    | 納期                                    | 納める方法                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 個人の県民税            | 給与所得については、給与支払者が、給与支払報告書を1月末日までに市町村へ提出                                                                  | 給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入 | 給与支払者が徴収して納入          |
|                   | 給与以外の所得者は、3月15日（所得税の確定申告をした人は不要）                                                                        | 一般的には6月、8月、10月、翌年1月                   | 普通徴収                  |
| 法人の県民税            | 確定申告は、事業年度、又は連結事業年度終了の日から2ヶ月以内                                                                          | 申告と同じ                                 | 申告納付                  |
| 利子等に係る県民税         | 毎月分を翌月10日                                                                                               | 申告と同じ                                 | 申告納入                  |
| 特定配当等に係る県民税       | 毎月分を翌月10日                                                                                               | 申告と同じ                                 | 申告納入                  |
| 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税 | 年間分を翌年1月10日                                                                                             | 申告と同じ                                 | 申告納入                  |
| 個人の事業税            | 3月15日（所得税の確定申告をした人や個人の県民税の申告をした人は不要）                                                                    | 8月、11月（税額が1万円以下の場合には8月のみ）             | 普通徴収                  |
| 法人の事業税            | 確定申告は、事業年度、又は連結事業年度終了の日から2ヶ月以内                                                                          | 申告と同じ                                 | 特別法人事業税（国税）と併せて納付（※1） |
| 地方消費税             | 消費税（国税）と同じ                                                                                              | 消費税（国税）と同じ                            | 消費税（国税）と併せて納付         |
| 不動産取得税            | 取得した日から60日以内                                                                                            | 納税通知書に定めた日                            | 普通徴収                  |
| 県たばこ税             | 毎月分を翌月末日                                                                                                | 申告と同じ                                 | 申告納付                  |
| ゴルフ場利用税           | 毎月分を翌月15日                                                                                               | 申告と同じ                                 | 申告納入                  |
| 軽油引取税             | 毎月分を翌月末日                                                                                                | 申告と同じ                                 | 申告納入（納付）              |
| 自動車税環境性能割         | 登録又は届出のとき                                                                                               | 申告と同じ                                 | 申告納付（※2）              |
| 自動車税種別割           | 新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたとき                                                                                | 5月                                    | 普通徴収                  |
|                   |                                                                                                         | 新規登録の時                                | 証紙徴収（※2）              |
| 鉱区税               | —                                                                                                       | 5月                                    | 普通徴収                  |
| 核燃料税              | （価額割）核燃料を挿入した日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日<br>（出力割）課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内<br>※課税期間／4～6月、7～9月、10～12月、1～3月（年4回） | 申告と同じ                                 | 申告納付                  |
| 狩猟税               | —                                                                                                       | 登録を受ける日                               | 証紙徴収（※3）              |
| 産業廃棄物減量税          | 1月から3月分を4月末日<br>4月から6月分を7月末日<br>7月から9月分を10月末日<br>10月から12月分を1月末日                                         | 申告と同じ                                 | 申告納入（納付）              |

- 普通徴収……県から送付された納税通知書により納税者が税金を納めることをいいます。
- 申告納付……納税者が納めるべき税金を計算し、申告して納めることをいいます。
- 申告納入……経営者などが県に代わって納税義務者から税金を受け取り、それを申告して納めることをいいます。
- 証紙徴収……県が発行した証紙を申告書などに貼って納めることをいいます。
- ※1 令和元年10月1日以後開始する事業年度から、法人の事業税と併せて特別法人事業税の申告が必要となります。
- ※2 自動車税種別割証紙徴収及び自動車税環境性能割の申告納付については、証紙を貼ることに代え、証紙代金収納計器により税額の表示を行います。
- ※3 島根県収入証紙は令和8年3月末に廃止となります。

## 電子申告



地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用すれば、インターネットで地方税の申告が簡単に行えます。

※eLTAX（エルタックス）は、地方公共団体が共同で運営する地方税の電子の手続きの総合窓口システムです。

※全国すべての地方公共団体において、eLTAX（エルタックス）によるサービスを提供しています。

### ●県税での利用は

法人の県民税・法人の事業税（地方法人特別税または特別法人事業税）または県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、核燃料税、産業廃棄物減量税の申告、納税及び申請・届出（法人設立／設置届出書等）についてご利用いただけます。

また、災害等による期間延長の申請、更正請求書の提出などについてもご利用いただけます。

### ●利用できる方は

上記税目の申告手続等をされる納税者等又は、税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

※税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書が不要です。

※税理士関与の申請・届出は、納税者の利用者IDを入力した場合に限り、納税者の電子証明書が不要です。

○詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



国税の申告、納税にはe-Tax（イータックス）をご利用ください。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

## 申請書・届出書のダウンロード

県税の手続きで、申請書ダウンロードと電子申請できるものがあります。

詳しくは島根県ホームページ（くらしー税金ー県税）の「様式ダウンロード」をご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/download/>



法人設立に関する申請書類の作成・各機関への提出をワンストップで行えるようになりました。

詳しくは、マイナポータル法人設立ワンストップサービスのページをご覧ください。

<https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/>



# 納税の方法



県税の納付書による納税方法については、下記の方法があります。

詳細は県税のホームページをご確認ください。URL:<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei/>

## 1. 領収証書が交付される方法

(令和7年5月31日現在)

| 納税方法 | 納税場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 対象税目 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 現金   | コンビニエンスストア等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セブン-イレブン・デイリーヤマザキ・ファミリーマート・ポプラグループ・ミニストップ・ヤマザキデイリーストアー・ローソン（50音順）</li> <li>・MMK端末設置店<br/>MMK端末とは、株式会社しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。<br/>MMK端末を設置している店舗（MMK設置店）の詳細は、株式会社しんきん情報サービスホームページをご覧ください。<br/>URL:<a href="https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/">https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/</a></li> </ul>              | 全税目  |
|      | 金融機関窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の指定金融機関等<br/>山陰合同銀行・島根銀行・島根県農業協同組合・しまね信用金庫・島根中央信用金庫・島根益田信用組合・JFしまね漁業協同組合・中国労働金庫・鳥取銀行・西中国信用金庫・日本海信用金庫・みずほ銀行・山口銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）・米子信用金庫・楽天銀行（インターネットバンキング利用に限る）（50音順）<br/>* 国内の本店（本所）・支店（支所）、出張所及び代理店で納付可能</li> <li>・eLTAX 地方税統一QRコード（以下「QRコード」という。）対応金融機関<br/>* 対応金融機関は「eLTAX地方税お支払サイト（※）」（以下「地方税お支払サイト」という。）参照</li> </ul> |      |
|      | 県民センター窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民センター（県民センター各事務所を含む。）・隠岐支庁</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                |      |

## 2. 領収証書が交付されない方法

| 納税方法               |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                                                                                                                | 対象税目                                                                                                                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スマホ決済アプリ           |  | eLTAX 地方税共通納税システム                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ決済アプリでQRコードを直接読み取る。</li> <li>・利用可能なスマホ決済アプリ等の詳細は、「地方税お支払サイト」を参照</li> </ul>                                                          | ①普通徴収を行う下記の税目<br>・自動車税種別割<br>・個人の事業税<br>・不動産取得税<br>・鉱区税<br>②税額が確定した下記の申告納付（納入）税目<br>・法人の県民税<br>・法人の事業税（特別法人事業税を含む。）<br>・県たばこ税<br>・ゴルフ場利用税<br>・軽油引取税<br>・産業廃棄物減量税 |
| パソコン・スマホ           | クレジットカード                                                                            |  | eLTAX 地方税共通納税システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方税お支払サイト」からQRコードを読み取る又は納付番号等を入力</li> <li>・対応カードブランド等の詳細は、「地方税お支払サイト」を参照</li> </ul>                                 |                                                                                                                                                                  |
|                    | インターネットバンキング                                                                        |  | ペイジー <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応金融機関：県の指定金融機関等（島根益田信用組合を除く）</li> <li>・対応金融機関のインターネットバンキングから納付番号等入力</li> <li>・事前に対応金融機関での利用登録（契約）が必要</li> </ul>                  |                                                                                                                                                                  |
|                    |                                                                                     |  | eLTAX 地方税共通納税システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応金融機関：「地方税お支払サイト」で利用可能な金融機関</li> <li>・「地方税お支払サイト」からQRコードを読み取る又は納付番号等を入力</li> <li>・事前に対応金融機関での利用登録（契約）が必要</li> </ul> |                                                                                                                                                                  |
|                    | ダイレクト方式                                                                             |  | eLTAX 地方税共通納税システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方税お支払サイト」からQRコードを読み取る又は納付番号等を入力</li> <li>・事前利用登録（eLTAX）及び口座情報の登録（eLTAX又は地方税お支払サイト）が必要</li> </ul>                   |                                                                                                                                                                  |
| 金融機関ATM（ペイジー対応ATM） |  | ペイジー                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応金融機関<br/>島根県農業協同組合・みずほ銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）</li> </ul>                                                                                      |                                                                                                                                                                  |
| 口座振替               |                                                                                     |                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応金融機関<br/>「金融機関窓口 県の指定金融機関等」記載の金融機関（楽天銀行を除く）</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税種別割</li> <li>・個人の事業税</li> </ul>                                                                                      |

- ・eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。エルタックスと読みます。
- ・「地方税お支払サイト」はeLTAXが運用する地方税共通納税システムのひとつで、パソコンやスマホからインターネットを利用して納付できるシステムです。  
※eLTAX地方税お支払サイトURL:<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>



\* QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

# 県税の納税証明書

納税証明書には、一般用と車検用があります。

各県民センター、県民センター各事務所又は隠岐支庁の県税窓口に応用してください。

郵送による申請も受け付けています。

## Ⅰ 一般用

皆様の大切な個人情報を守り、納税証明書の不正取得を未然に防止するため、申請時に窓口に來られた方の本人確認をさせていただきます。

### ・申請に必要なもの

(1)代理人（家族、従業員を含む）による申請の場合は委任状

(2)ご本人（代理人を含む）であることを証明できる公的証明書

…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、その他官公署が発行した証明書等

(3)県税の領収証書（納付から概ね1週間以内に申請する場合）

(4)登記事項証明書の写し（県内に営業所等がなく、県の税務システムに登録がない法人の場合）

※郵送による申請の場合は、このほかに返信用の封筒などが必要になります。詳しくは次ページに記載の県税のホームページをご覧ください。県税の窓口にお尋ねください。

### ・証明事項

「納税証明書」は使用目的や提出先によって、必要な証明の内容が異なります。事前に提出先へご確認をお願いします。

〈主な納税証明の種類〉

1 全税目について未納の徴収金がないことの証明（入札参加資格申請や融資など）

2 各税目について、納付すべき税額、納付した税額及び未納額等の証明（建設業の許可申請など）

3 滞納処分を受けたことがない証明（酒類販売業の許可申請など）

### ・交付手数料

使用目的が下表のうち1から10までの場合には、手数料が必要です。島根県収入証紙（証明書1枚につき420円分）をあらかじめご用意ください。

島根県収入証紙の販売所及び島根県収入証紙の購入ができない場合の手数料の納付方法については、次ページに記載の県税のホームページをご覧ください。県税の窓口にお尋ねください。

※島根県収入証紙は令和8年3月末に廃止となります。詳しくは次ページに記載のホームページをご覧ください。

| 番号 | 使用目的                                  | 番号 | 使用目的                                | 手数料 |
|----|---------------------------------------|----|-------------------------------------|-----|
| 1  | 県が行う入札の参加資格審査申請のため（一般競争入札に参加する場合も含む。） | 6  | 建設業の許可申請（新規・更新等）または建設業の決算変更届提出のため   | 必要  |
| 2  | 県の行う融資を受けるため                          | 7  | 公益法人の事業報告等のため                       |     |
| 3  | 県以外の融資を受けるため                          | 8  | 酒類販売業免許等の申請のため                      |     |
| 4  | 補助金等の交付申請のため                          | 9  | 自動車の所有権解除・売買等のため                    |     |
| 5  | 担保権の設定のため                             | 10 | その他                                 |     |
| 11 | 県との随意契約に係る見積書の提出のため                   | 12 | 鉱区税の申請・出願等のため（試掘権延長・採掘権転願・採掘出願地の増減） | 不要  |

## ■ 車検用（自動車継続検査用・自動車構造等変更検査用）

車検時に、運輸支局において、自動車税種別割の納付が電子確認されます。これにより車検時における納税証明書の提示が省略できます。また、万が一納税証明書を紛失しても再交付の手続きをする必要がなくなります。ただし、納付直後（当日～概ね1週間）に車検を受けるときなどには、納税証明書が必要となる場合がありますので、県税の窓口申請してください。

なお、令和6年4月1日から島根県継続検査用納税確認システムの運用を開始しており、納税証明書の提示の要否がパソコンやスマートフォンから簡単に確認できます。詳細については、県税ホームページをご確認ください。

### ・申請に必要なもの

- (1) 代理人による申請の場合は委任状…ただし、自動車検査証の原本を提示すれば委任状は不要  
また同居の家族、法人の場合は従業員の方が窓口に来られる場合も委任状は不要
  - (2) ご本人（代理人を含む）であることを証明できる公的証明書  
…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート、その他官公署が発行した証明書等
  - (3) 領収証書原本（申請直前に納付された場合）
- ※ 郵送による申請の場合は、このほかに返信用の封筒などが必要となります。詳しくは県税のホームページをご覧ください。

### ・交付手数料 無料

### ・その他

- (1) 自動車税種別割の未納がある場合は証明できません。
- (2) 5月にお送りする自動車税種別割の納税通知書には納税証明書が付属しています。県民センターや金融機関、コンビニエンスストア等の窓口で納付すると、付属の納税証明書がお使いいただけます（口座振替により納付される方の納税通知書には納税証明書は付属していません）。

申請書の様式は、県税のホームページ

「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/download/>



県税の納税証明書について、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei\\_syomei/nouzeisyomei.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyomei.html)



収入証紙廃止について、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei\\_shosi/shosi/shosi/shoushihaishi.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei_shosi/shosi/shosi/shoushihaishi.html)



島根県継続検査用納税確認システムについて、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei\\_syomei/keizokukennsayoukakuninsisutemu.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/keizokukennsayoukakuninsisutemu.html)



# 県税を扱う事務所

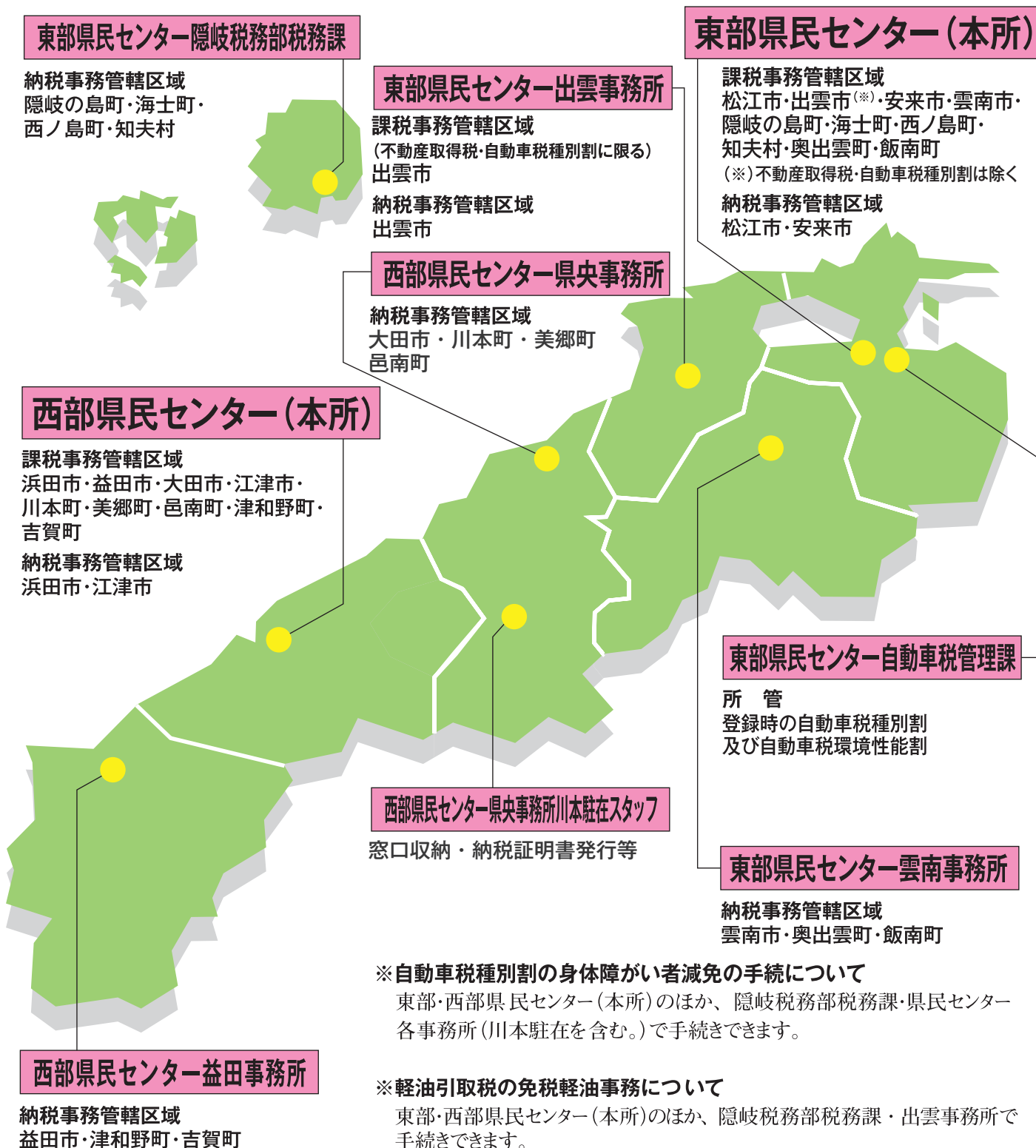
**課税事務**（申告書の提出・課税に関する問い合わせ・課税免除・減免等）

県東部については東部県民センター（本所）、県西部については西部県民センター（本所）で取り扱います。

ただし、出雲市の不動産取得税・自動車税種別割については出雲事務所で取り扱います。

**納税事務**（窓口収納・納税証明・徴収事務・納税に関する相談）

東部・西部県民センター（本所）のほか隠岐税務部税務課・県民センター各事務所で取り扱います。



## 東部県民センター（本所）

〒690-8551

松江市東津田町1741-1（松江合庁2階）

収納管理課 ☎ (0852) 32-5629

納税課 ☎ (0852) 32-5630

☎ (0852) 32-5632

課税調査スタッフ ☎ (0852) 32-5810

法人課税課 ☎ (0852) 32-5621

自動車・諸税課 ☎ (0852) 32-5626

不動産課税課 ☎ (0852) 32-5618



## 東部県民センター隠岐税務部税務課

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24  
（隠岐合庁3階 隠岐支庁県民局）

隠岐税務部税務課 ☎ (08512) 2-9617



## 東部県民センター自動車税管理課

〒690-0024 松江市馬潟町43-4

自動車税管理課 ☎ (0852) 37-0341



## 東部県民センター雲南事務所

〒699-1396

雲南市木次町里方531-1（雲南合庁1階）

納税課 ☎ (0854) 42-9520



## 東部県民センター出雲事務所

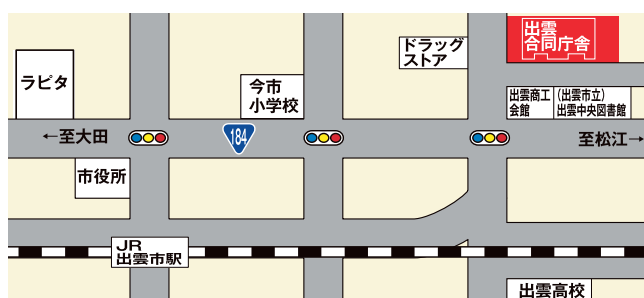
〒693-8511 出雲市大津町1139（出雲合庁2階）

納税課 ☎ (0853) 30-5532

☎ (0853) 30-5534

不動産・自動車課税課 ☎ (0853) 30-5507

☎ (0853) 30-5535



## 西部県民センター（本所）

〒697-0041

浜田市片庭町254（浜田合庁1階）

収納管理課 ☎（0855）29-5522

納税課 ☎（0855）29-5523

法人・軽油課税課 ☎（0855）29-5519

不動産・自動車課税課 ☎（0855）29-5521



## 西部県民センター県央事務所

〒694-0064

大田市大田町大田イ236-4（あすてらす2階）

納税課 ☎（0854）84-9576



## 西部県民センター県央事務所 川本駐在スタッフ

〒696-8510

邑智郡川本町大字川本 265-3（川本合庁4階）

川本駐在スタッフ ☎（0855）72-9516

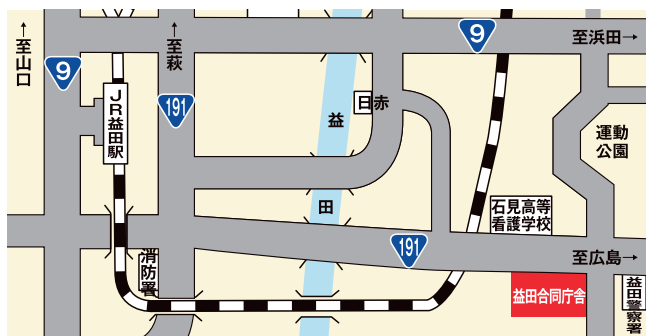


## 西部県民センター益田事務所

〒698-0007

益田市昭和町13-1（益田合庁2階）

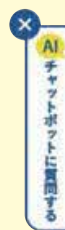
納税課 ☎（0856）31-9516



## 県税の 豆知識

●県税のホームページでは、AIチャットボットを導入しています！

パソコンやスマホから24時間365日好きなタイミングで、県税に関する質問を気軽に問い合わせることができます。チャットボットが利用できるページには、ページの右下下部にチャットボットシステムのバナーが表示されますので、クリック（又はタップ）して質問を入力しご利用ください。

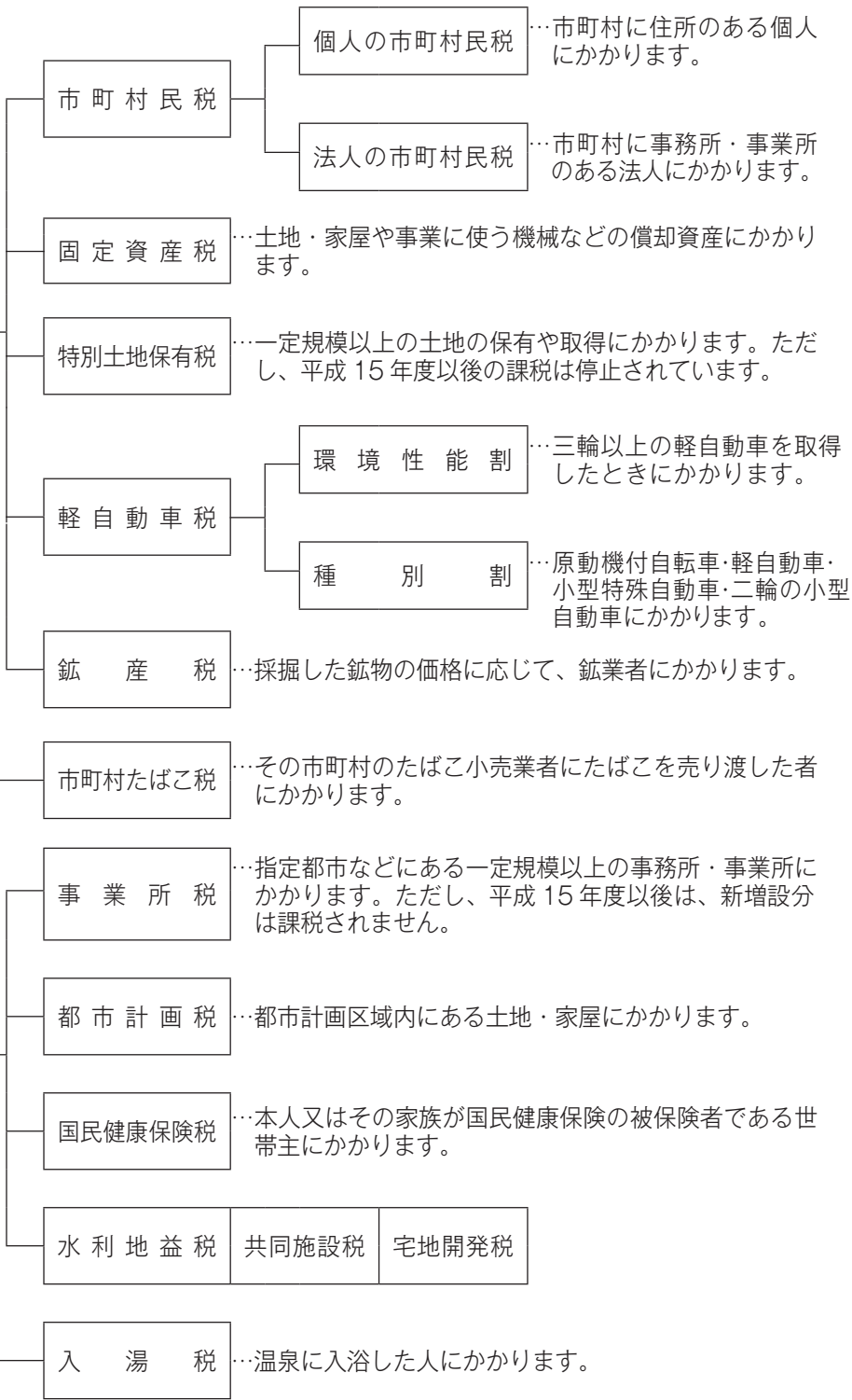
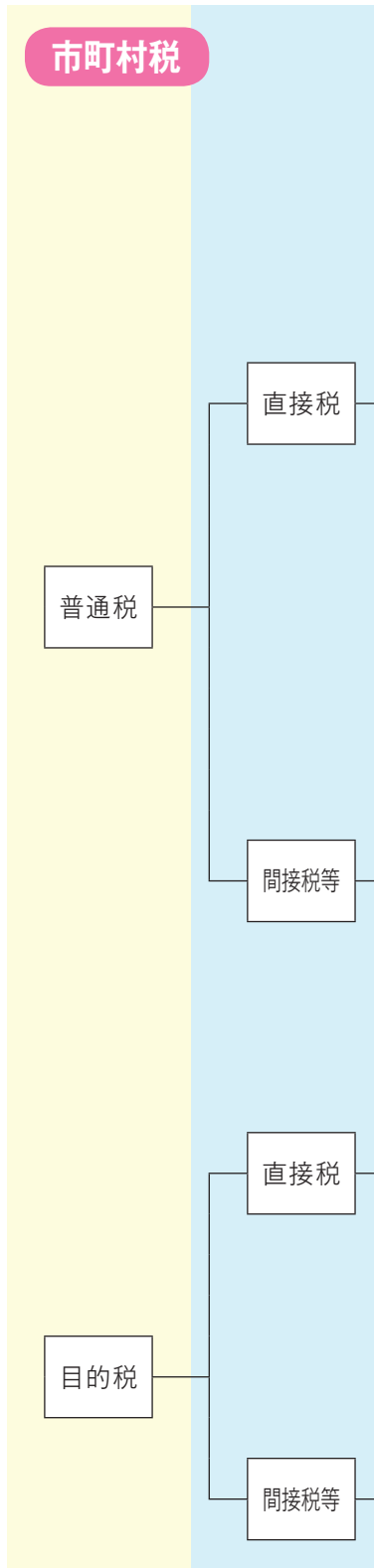


スマホ画面バナー

パソコン画面バナー

# 税金には、県税のほかに国（税務署）に納める「国税」と市町村（市役所・役場）に納める「市町村税」があります。

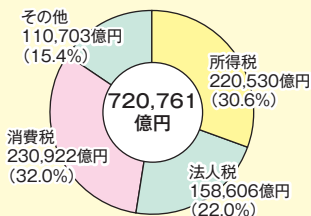
|         |       |                       |                                                                                 |           |     |  |
|---------|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|--|
| 国 税     | 直 接 税 | 所 得 税                 | …個人の所得（利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の10種類に分けられています。）にかかります。 |           |     |  |
|         |       | 法 人 税                 | …株式会社・協同組合などの法人の所得にかかります。社会福祉法人などの公益法人・人格のない社団や財団などは収益事業から生じた所得にかかります。          |           |     |  |
|         |       | 地 方 法 人 税             | …法人税の納税義務がある法人にかかります。                                                           |           |     |  |
|         |       | 相 続 税                 | …相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。                                                       |           |     |  |
|         |       | 贈 与 税                 | …贈与によって財産を取得した人にかかります。                                                          |           |     |  |
|         |       | 地 価 税                 | …一定規模以上の土地を所有しているときにかかります。<br>（平成10年度から、当分の間、課さないこととされています。）                    |           |     |  |
|         |       | 地方法人特別税               | …法人の事業税（県税）の納税義務がある法人にかかります。<br>（令和元年9月30日までに開始する事業年度）                          |           |     |  |
|         |       | 特別法人事業税               | …法人の事業税（県税）の納税義務がある法人にかかります。<br>（令和元年10月1日以後開始する事業年度）                           |           |     |  |
|         |       | 森 林 環 境 税<br>（令和6年度～） | …森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために国内に住所がある人にかかります。                                      |           |     |  |
|         |       | 復興特別所得税               | …東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保のために創設されました。                                  |           |     |  |
| 間 接 税 等 |       | 消 費 税                 | …物品・サービスの売上げ、輸入品にかかります。                                                         |           |     |  |
|         |       | 酒 税                   | …酒・ビール・ウイスキーなどの酒類にかかります。                                                        |           |     |  |
|         |       | た ば こ 税<br>たばこ特別税     | …たばこにかかります。                                                                     |           |     |  |
|         |       | 揮 発 油 税<br>地方揮発油税     | …ガソリンなどにかかります。                                                                  |           |     |  |
|         |       | 航 空 機 燃 料 税           | …航空機燃料にかかります。                                                                   |           |     |  |
|         |       | 石 油 ガ ス 税             | …自動車燃料用のプロパンガスにかかります。                                                           |           |     |  |
|         |       | 石 油 石 炭 税             | …原油・輸入石油製品・ガス状炭化水素・石炭にかかります。                                                    |           |     |  |
|         |       | 自 動 車 重 量 税           | …自動車の車検を受けるときなどに、自動車の区分や重量に応じてかかります。                                            |           |     |  |
|         |       | 印 紙 税                 | …契約書や受取書などを作成するときにかかります。                                                        |           |     |  |
|         |       | 登 録 免 許 税             | …不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときにかかります。                                                  |           |     |  |
|         |       | 国 際 観 光 旅 客 税         | …船舶又は航空機により出国するときにかかります。                                                        |           |     |  |
|         |       | 電 源 開 発 促 進 税         | と ん 税                                                                           | 特 別 と ん 税 | 関 税 |  |



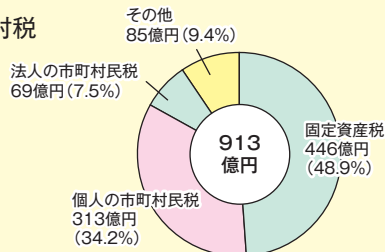
**県税の  
まめちしき  
豆知識**

●令和 5 年度の国税と県内市町村税の決算状況

■国 税



■県内市町村税



# 税務署・市町村

## ■税務署

国税についてのご質問・ご相談は最寄りの税務署へお問い合わせください。

| 税務署名    | 郵便番号       | 所在地             | 電話番号           | 管轄区域        |
|---------|------------|-----------------|----------------|-------------|
| 松江税務署   | 〒 690-8505 | 松江市向島町 134-10   | (0852) 21-7711 | 松江市、安来市     |
| 浜田税務署   | 〒 697-8686 | 浜田市殿町 1177      | (0855) 22-0360 | 浜田市、江津市、邑智郡 |
| 出雲税務署   | 〒 693-8686 | 出雲市塩冶善行町 13-3   | (0853) 21-0440 | 出雲市         |
| 益田税務署   | 〒 698-8651 | 益田市元町 12-11     | (0856) 22-0444 | 益田市、鹿足郡     |
| 石見大田税務署 | 〒 694-8501 | 大田市大田町大田イ 289-2 | (0854) 82-0980 | 大田市         |
| 大東税務署   | 〒 699-1221 | 雲南市大東町飯田 86-7   | (0854) 43-2360 | 雲南市、仁多郡、飯石郡 |
| 西郷税務署   | 〒 685-8666 | 隠岐郡隠岐の島町城北町 55  | (08512) 2-0350 | 隠岐郡         |

## ●国税関係のホームページ

タックスアンサー・ホームページ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

広島国税局ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

## ■市町村

市町村税についてのご質問・ご相談はお住まいの市役所又は役場へお問い合わせください。

| 市町村名 |       | 郵便番号       | 所在地            | 電話番号           |
|------|-------|------------|----------------|----------------|
| 松江市  |       | 〒 690-8540 | 松江市末次町 86      | (0852) 55-5555 |
| 浜田市  |       | 〒 697-8501 | 浜田市殿町 1        | (0855) 22-2612 |
| 出雲市  |       | 〒 693-8530 | 出雲市今市町 70      | (0853) 21-2211 |
| 益田市  |       | 〒 698-8650 | 益田市常盤町 1-1     | (0856) 31-0100 |
| 大田市  |       | 〒 694-0064 | 大田市大田町大田口 1111 | (0854) 82-1600 |
| 安来市  |       | 〒 692-8686 | 安来市安来町 878-2   | (0854) 23-3000 |
| 江津市  |       | 〒 695-8501 | 江津市江津町 1016-4  | (0855) 52-2501 |
| 雲南市  |       | 〒 699-1392 | 雲南市木次町里方 521-1 | (0854) 40-1000 |
| 仁多郡  | 奥出雲町  | 〒 699-1832 | 奥出雲町横田 1037    | (0854) 52-2671 |
| 飯石郡  | 飯南町   | 〒 690-3513 | 飯南町下赤名 880     | (0854) 76-2211 |
| 邑智郡  | 川本町   | 〒 696-8501 | 川本町大字川本 271-3  | (0855) 72-0631 |
|      | 美郷町   | 〒 699-4692 | 美郷町粕淵 168      | (0855) 75-1211 |
|      | 邑南町   | 〒 696-0192 | 邑南町矢上 6000     | (0855) 95-1111 |
| 鹿足郡  | 津和野町  | 〒 699-5292 | 津和野町枕瀬 218-18  | (0856) 74-0021 |
|      | 吉賀町   | 〒 699-5513 | 吉賀町六日市 750     | (0856) 77-1111 |
| 隠岐郡  | 海士町   | 〒 684-0403 | 海士町大字海士 1490   | (08514) 2-0111 |
|      | 西ノ島町  | 〒 684-0303 | 西ノ島町大字美田 600-4 | (08514) 6-0101 |
|      | 知夫村   | 〒 684-0102 | 知夫村 1065       | (08514) 8-2211 |
|      | 隠岐の島町 | 〒 685-8585 | 隠岐の島町下西 78-2   | (08512) 2-2111 |

# 租税作品の紹介

税金が私たちの暮らしにどのように役立っているか、税の意義や役割を理解してもらうため毎年、小学6年生を対象とした「税に関する絵はがき」、中学生を対象とした「税についての作文・書写」の作品を募集しています。

## ●令和6年度「税に関する絵はがきコンクール」

(島根県租税教育推進協議会連合会、島根県青色申告会連合会、一般社団法人島根県法人会連合会主催)



島根県知事賞

益田市立中西小学校  
大羽 健介さん



島根県  
教育委員会  
教育長賞

安来市立赤江小学校  
山根 陽葵さん

●令和6年度「中学生の税についての作文」(全国納税貯蓄組合連合会・国税庁主催)

島根県知事賞 出雲市立湖陵中学校 馬庭 絆有来さん

日本が誇れる学校給食

十五歳の私は、幼稚園入園から、来年の中学卒業まで十二年間、学校給食にお世話になったことになりました。その学校給食は、日本が誇れる素晴らしい学校給食なのだ、今年の春実感しました。

今年の春休み、カルフォルニア州へホームステイに行きました。滞在中に現地の、小、中、高校へ訪問し、訪問先の学校給食を食べました。ピザ、サンドイッチ、タコスなどの主食を一つチョイスし、フルーツはリングが丸々一個。生まれて初めて、リングの丸かじりをしました。これぞ、アメリカ! そんな食文化の体験でした。各学校の給食は、完食するほど、とてもおいしかったのですが、日本の給食が恋しくなり、日本の給食の素晴らしさを実感しました。主食、主菜、副菜、汁、デザートと毎日栄養バランスがしっかりと考えられ、旬の野菜や、地産地消、更には月ごとのイベントを意識した給食メニューの日もあります。献立表を見て、給食を楽しみに登校する日も多々あります。そんな学校給食を通して、食に関する知識やバランスを知り、食育に関する知識も随分増えました。今回改めて献立表を見ると、毎日たくさんのお食品が使用されて、十五種類以上使用されている日も多くありました。

「家で一度の十五種類以上の食品を使うのは、難しいわ。家は栄養バランスだって適当だし、給食ありがたいね。」

一緒に献立表を見ていた母も驚いていました。もし、十二年間お弁当だったら、私の栄養バランスには偏りがあり、家計や、母への負担は、かなり大きいものだったに違いありません。ホームステイを通して、そして今回「税」について調べていくうちに、日本の学校給食は素晴らしいのだと痛感し、感謝すべき事なのだと思います。

最近読んだ本の表紙に「食えることは生きること」と書いてあるのを思い出しました。食えることにより、生きる活力もうまれ、健康な体があるからこそ、生活が潤うのだとありました。その、大切な食を支えてくれている学校給食には、税金が利用されている事も、課題と向き合っている最中に初めて知りました。税金は私には無関係と思ひ込み、私は税金に関してあまりにも無知でした。私は中学卒業まで、一千万円以上の税金を利用している事には、本当に驚きました。学校の備品、教科書、そして学校給食にも税金が利用されています。知らなかった事を恥ずかしくも思いました。

税に関してマイナスのイメージを抱いていた私ですが、税金により学校生活や日常生活が潤っている事を知り、税金に対して考えが変わったそんな今回の課題は、数年後、納税者となる私にとって、大きな学びとなりました。

●令和6年度「中学生の税についての書写」(中国納税貯蓄組合連合会主催)



島根県知事賞 松江市立第二中学校  
田中 夏歩さん







島根県では、荒廃した森林をよみがえらせ、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継いでいくために、平成17年度から「水と緑の森づくり税」を原資として、県独自の森づくりを進めてきました。

令和7年度より第5期対策が始まりました。

## 知っておきたい県税の知識（令和7年度）

令和7年7月発行 編集・発行 島根県総務部税務課  
〒690-8501 松江市殿町1番地 ☎(0852)22-5616  
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/>

島根県 県税 検索